

予算特別委員会資料

令和6年度予算説明書

建設局

目 次

| | 頁 |
|--|----|
| I 建設局予算の概要 | 4 |
| II 建設局所管歳入歳出予算総括表 | 17 |
| III 一般会計 | 19 |
| 1. 歳入歳出予算一覧表 | 20 |
| 2. 歳入予算の説明 | 21 |
| 3. 歳出予算一覧表 | 25 |
| 4. 歳出予算の説明 | 27 |
| 5. 債務負担行為 | 37 |
| IV 駐車場事業費 | 38 |
| 1. 歳入歳出予算一覧表 | 39 |
| 2. 歳入予算の説明 | 40 |
| 3. 歳出予算一覧表 | 41 |
| 4. 歳出予算の説明 | 42 |
| V 下水道事業会計（公共下水道事業） | 43 |
| 1. 予算の概要 | 44 |
| (1) 総則 | |
| (2) 業務の予定量 | |
| (3) 収益的収入及び支出 | |
| (4) 資本的収入及び支出 | |
| (5) 債務負担行為 | |
| (6) 企業債 | |
| (7) 一時借入金 | |
| (8) 予定支出の各項の経費の金額の流用 | |
| (9) 他会計からの補助金 | |
| (10) たな卸資産購入限度額 | |
| 2. 令和6年度神戸市下水道事業会計予算実施計画 | 48 |
| 3. 令和6年度神戸市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書 | 50 |

| | | |
|--------|---|----|
| 4. | 令和6年度神戸市下水道事業会計予定貸借対照表 | 51 |
| 5. | 令和5年度神戸市下水道事業会計予定損益計算書 | 54 |
| 6. | 令和5年度神戸市下水道事業会計予定貸借対照表 | 55 |
| VI | 関連議案 | 58 |
| 第9号議案 | 執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正 する等の条例の件 | 59 |
| 第14号議案 | 神戸市手数料条例等の一部を改正する等の条例の件 | 62 |
| 第25号議案 | 神戸市都市公園条例等の一部を改正する条例の件 | 68 |
| 第26号議案 | 神戸市下水道条例等の一部を改正する条例の件 | 76 |
| 第27号議案 | 河川法第100条第1項において準用する同法第32条 第1項の規定による流水占用料等条例及び神戸市水路 等の占用に関する条例の一部を改正する条例の件 | 86 |

I 建設局予算の概要

I 建設局予算の概要

<総括事項>

令和6年度は、「海と山が育むグローバル貢献都市」の実現に向けて、都心三宮や駅前空間、都市公園等における公共空間のリノベーションを引き続き推進し、神戸が誇る豊かな森林や里山を次世代に継承していくための保全や活用を積極的に展開する。

災害や社会情勢・環境の変化から市民の安心・安全な暮らしを守るため、都市活動の基盤となる道路、公園、河川、下水道等の強靱化や防災性の向上、良好な維持管理等、「まちの質」・「くらしの質」を重視した施策を推進する。

<主要な事業の概要>

1. 新しい国際都市 神戸を創る

(1) 都心三宮・ウォーターフロントの再整備

【予算額：1,917,000千円(令和6年度当初)】

三宮周辺地区と新港突堤西地区をつなぐ税関前歩道橋について、「渡りたくなる歩道橋」をコンセプトにリニューアルするとともに、元町方面とハーバーランド方面の回遊性向上等を図るため、ハーバーランド東（弁天）デッキの延伸工事を行う。

人と公共交通優先の空間「三宮クロススクエア（第1段階）」の実現に向けて、三宮クロススクエア南側の神戸三宮センター街周辺における舗装美装化工事や、神戸三宮センター街周辺及び三宮北交差点周辺のライトアップ工事を行い、安全で快適な歩行者環境の創出を進める。

本庁舎2号館の再整備にあわせ、三宮駐車場地下通路と本庁舎2号館との接続や地下通路の美装化のための設計を行うとともに、税関線の一部区間（クロススクエア以南）について、将来の歩道幅員の拡幅に向けた道路工事に着手する。

都心の重要な南北動線である生田川右岸線において、道路機能の強化を図るため、車線数の増加や交差点改良を進める。また、神戸空港の国際化により、利用者の増加が見込まれる神戸新交通「三宮駅」においては、ホーム拡張工事と既存駅舎の美装化を行う。

【主要事業のスケジュール】

| | |
|------------------------|---------------------------------|
| ○税関前歩道橋のリニューアル | 令和6年度～：施工計画策定、工事 |
| ○ハーバーランド東（弁天）デッキの延伸 | 令和7年度 完了 |
| ○三宮駐車場（北）地下通路リニューアル工事 | 令和10年度以降 完了 |
| ○三宮駐車場（南）エレベーター設置 | 令和6年度 完了 |
| ○三宮クロススクエア（センター街周辺エリア） | 道路改良工事 令和7年度 完了 |
| ○三宮クロススクエアライトアップ | 令和7年度 完了 |
| ○税関線道路改良工事 | 令和10年度 完了 |
| ○生田川右岸線の機能強化 | 令和7年度以降 完了 |
| ○神戸新交通三宮駅の美装化 | 令和9年度 完了 |
| ○葺合南31号線（磯上公園北側）の歩道拡幅 | 令和6年度 完了 |
| ○東遊園地再整備 | 令和6年度 北側園地 完了 令和7年度以降 南側園地整備 |
| ○磯上公園再整備 | 令和6年度 完了 |



三宮駐車場地下通路リニューアル
イメージ



ハーバーランド東（弁天）デッキ延伸
イメージ

（２）陸海空の広域交通結節機能の強化

①広域幹線道路（大阪湾岸道路西伸部等）の整備促進等

【予算額：2,460,232千円】

阪神高速神戸線や第二神明道路の慢性的な渋滞を解消し、神戸さらには関西全体の経済を発展させるため、ミッシングリンクとなっている大阪湾岸道路西伸部や神戸西バイパス等の整備を促進する。

②道路ネットワークの強化

【予算額：1,570,964千円（うち令和5年度2月補正36,000千円）】

都市の円滑な交通を支えるとともに、良好な市街地の形成を図るため、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動の基盤となる道路ネットワークとして、神戸三田線や須磨多聞線、垂水妙法寺線等の整備を推進するほか、みちづくり計画の改定に向けて、玉津大久保線などの次期整備路線や自転車ネットワークの検討を行う。

慢性的な渋滞が発生している神戸三木線（西盛口）において、交差点改良等による渋滞解消に向けた対策を推進するほか、神戸三田線においては、阪神高速料金割引社会実験を拡充するとともに、小東山6交差点周辺では、ICT技術を活用した渋滞対策を実施する。

2. 持続可能な神戸を創る

(1) 神戸の街の再生

① 駅周辺のリノベーション

【予算額：2,078,279千円(うち令和5年度2月補正665,900千円)】

まちやくらしの質を高めるとともに、都市ブランドの向上を図るため、「まちの顔」である駅前広場のリニューアルを推進する。

神戸駅において、駅前広場の設計を進めるとともに、地下駐輪場の工事に着手する。また、名谷駅では南側ロータリーの新設工事等を行い、西神中央駅では引き続き西側広場等の再整備工事を行う。さらに、垂水駅では、地下原付駐車場等の整備を進めるとともに、周辺道路の工事に着手する。

「駅前駐輪場整備戦略」に基づき、六甲道駅や兵庫駅において地下駐輪場の設計に着手し、駅前の駐輪場の収容台数不足の解消、駅周辺の公共空間の有効活用や景観の向上を図る。

岡場駅、地下鉄長田駅や灘駅において、引き続き、駅前広場等の再整備工事を行う。また、鷹取駅北側広場の高質化に向けた検討を進め、須磨海浜公園駅におけるエスカレーター設置に向けた検討を進める。

〔主要事業のスケジュール〕

| | | | |
|---------------------|-------|-------|--------------|
| ○神戸駅（地下駐輪場） | 令和6年度 | 設計・工事 | (令和8年度完成予定) |
| （駅前広場） | 令和6年度 | 設計 | (令和12年度完成予定) |
| ○名谷駅（南側ロータリー新設） | 令和6年度 | 工事 | (令和6年度完成予定) |
| （バス上屋改修） | 令和6年度 | 工事 | (令和8年度完成予定) |
| （落合中央公園） | 令和6年度 | 工事 | (令和8年度完成予定) |
| ○西神中央駅（西側広場・バス上屋改修） | 令和6年度 | 工事 | (令和7年度完成予定) |
| （北東ロータリー） | 令和6年度 | 工事 | (令和6年度完成予定) |
| ○垂水駅（東側広場・地下原付駐車場） | 令和6年度 | 工事 | (令和7年度完成予定) |
| （天神川垂水駅福田川線） | 令和6年度 | 工事 | (令和6年度完成予定) |
| （西側広場バス上屋改修） | 令和6年度 | 設計 | (令和7年度完成予定) |
| ○岡場駅（駅前広場） | 令和6年度 | 設計 | (令和8年度完成予定) |
| （バスロータリー改修） | 令和6年度 | 工事 | (令和6年度完成予定) |
| ○六甲道駅（地下駐輪場） | 令和6年度 | 設計 | (令和8年度完成予定) |
| （北側広場） | 令和6年度 | 設計 | (令和9年度完成予定) |
| ○兵庫駅（地下駐輪場） | 令和6年度 | 設計・工事 | (令和8年度完成予定) |
| （北側広場） | 令和6年度 | 設計 | (令和9年度完成予定) |
| ○地下鉄長田駅（駅前空間） | 令和6年度 | 工事 | (令和7年度完成予定) |
| ○鷹取駅（北側広場） | 令和6年度 | 調査 | (令和11年度完成予定) |
| ○灘駅（南側広場） | 令和6年度 | 工事 | (令和6年度完成予定) |
| ○須磨海浜公園駅（エスカレーター設置） | 令和6年度 | 調査 | (令和7年度完成予定) |



神戸駅前広場空間
イメージ



西神中央駅前広場空間
イメージ

②便利で快適な移動を支える自転車施策の総合的な推進

【予算額：1,032,552千円(うち令和5年度2月補正85,000千円)】

「子育てしやすい街」の実現に向けて、休日の駐輪場一時利用料金を免除する「親子おでかけサポート制度」(中学生以下の親子が対象)を導入するとともに、子育て世帯を対象とした利用料金の無償化を4駐輪場において試行的に実施する。また、市営駐車場においてデザイン性の高いラックの導入や、既存駐輪場の補修等を進めるとともに、駐輪場WEBサービス(定期利用の電子申請・キャッシュレス決済システム)の普及啓発や、駐輪場管理運営と駐輪指導・撤去業務等の一体運営の委託、放置禁止区域の拡大による放置自転車対策を行う。

神出山田自転車道において、民間事業者と連携して、シェアサイクルを引き続き実施するとともに、更なる利活用を促進するため、ルートへの延伸(ロゴマークと案内サイン等の設置)に向けた取り組みを行う。

【主要事業のスケジュール】

| | | |
|---------------------------------|---------|------|
| ○親子おでかけサポート制度の導入 | 令和6年春 | 運用開始 |
| ○子育て世帯の無償化試行 | 令和6年春 | 運用開始 |
| ○市営駐車場におけるデザイン性の高いラックの導入(約400台) | 令和6年度 | |
| ○神出山田自転車道シェアサイクル | 令和2年度より | 試行実施 |



神出山田自転車道 シェアサイクル (西区～北区)

③KOBE公園プロジェクト

【予算額：257,130千円(うち令和5年度2月補正86,000千円)】

人口減少・超高齢社会に適応した公園・緑地の管理運営を見据え、以下の4つの項目を柱とした各事業を展開する。

- 1) 都市公園をより効率的・効果的に管理していくため、公園駐車場を活用したソーラーカーポートの設置等による光熱水費の削減や公園・街路樹の伐採・剪定枝を活用した小規模型バイオマス発電の検討を行う。
- 2) 立地・利用状況等に基づく公園の整備として、地域の顔となる『拠点公園』の再整備を妙法寺川公園や六甲アイランド公園等で展開する。
- 3) 地域・企業との連携による新たな公園・緑地の活性化に向けて、公園を活用した農園利用『こうべ菜園プロジェクト』やボール遊びができる公園の推進などの『～できる・したくなる公園』づくりを行う。
- 4) 都心部の緑豊かな環境をつくる取組として、夏の高温常態化対策『こうべ木陰プロジェクト』の推進や、『市民の木・森制度』の支援制度拡充を行う。

これらの事業を効果的に推進するため、公園・緑地の専門的人材による「グリーン・クリエイティブユニット」を創設する。



ボールあそび・できること看板



こうべ木陰プロジェクト

④道路附属物等のリニューアル事業

【予算額：495,000千円(令和5年度2月補正)】

「見違えるような神戸」を目指したまちづくりの実現に向けて、景観向上の観点で踏まえた道路附属物等の整備・維持補修に取り組んでいく。

⑤公園施設・街路樹の計画的な更新

【予算額：1,850,329千円(うち令和5年度2月補正355,748千円)】

公園施設の安全を維持しつつ将来の管理コストを低減するため、競技場や老朽化した遊具等の計画的な改築更新を推進するとともに、利用の少ない公園施設や植栽の適正化を進める。また、街路樹がより健全に生育できる環境や安全で快適な歩行空間を確保するため、狭い歩道における樹木の撤去や大木化・老木化した樹木の樹種転換等を推進する。

公園のトイレを誰もが安心して利用できるように、バリアフリー化や洋式化等による「公園トイレチェンジアクション」を推進する。また、安全で円滑に利用できるよう、須磨離宮公園や森林植物園の駐車場を改修する。



遊具の改築更新
(西区 王塚公園)



公園トイレチェンジアクション
(垂水区 本多聞公園)

(2) SDGsへの取組み

①神戸の森林・里山の保全・活用

【予算額：252,788千円】

森に関する高度な専門知識を備えた「森林官」を新たに配置し、市内の森林管理を包括的に推進する。また、令和5年度に立ち上げた「こうべ森と木のプラットフォーム」の取組みを充実させるとともに、県民緑税や森林環境譲与税等を活用した森林の整備や、特に広葉樹を中心とした神戸市産材の積極的な利活用を行うことにより、災害に強く豊かな森として次世代に引き継いでいく。

「KOBE里山SDGs戦略」の一環として、健全な里山林の形成に向けて、北区淡河町において民間企業等と連携した里山整備を実施する。



里山整備 (北区淡河町)



発生材の利活用 (北区有野町)

②「こうべ再生リン」生産設備の増強

【予算額：10,000千円】

「こうべ再生リン」の取り組みをより一層推進していくため、東灘処理場で稼働中のリン回収設備に続き、玉津処理場において2基目の設置を進めている。さらなる増産に向けて、東灘処理場における市内3基目の設計を行い、合計300t/年の供給体制を構築する。将来的には、市内3処理場において、500t/年の供給体制を目指す。

【主要事業のスケジュール】

- 玉津処理場（2基目） 令和7年度 供用開始
- 東灘処理場（3基目） 令和6～7年度 設計・工事
令和8年度 供用開始



資源循環「こうべ再生リン」プロジェクト

③高温常態化対策

【予算額：77,680千円】

東遊園地等のミストの稼働や都心部の道路における布引からのトンネル湧水を活用した散水を行う。また、神戸高専が開発し、市内企業が商品化を進める「新型クールベンチ」を磯上公園に設置するとともに、緑陰が確保できない公共空間への日よけ設置による日陰創出の実証など、新技術を活用した対策に取り組む。

西元町駅前のきらら広場の再整備において、土系や木質系への舗装の見直し検討等により、歩行者が心地よく過ごせる滞留空間を実現する計画・設計をすすめる。



ミスト（東遊園地）



クールベンチ
(旧型/R5) 夏実証状況

3. 市民のくらしと安全を守る

(1) 災害に強い都市づくり

①道路関連事業

【予算額：2,275,220千円】

大雨や集中豪雨等による道路法面の崩壊を未然に防ぐため、道路防災対策を引き続き実施する。特に、雨量規制による通行止め等の課題がある国道428号（箕谷北）の抜本的な改良、自然災害に強い道路ネットワークの確保を目指して、トンネル本体工事にに向けたヤード整備工事を行う。さらに、「神戸市無電柱化推進計画」に基づき、引き続き着実に無電柱化事業を推進する。

②橋梁・トンネル等の安全対策

【予算額：3,209,545千円(うち令和5年度2月補正183,400千円)】

道路法に基づく橋梁・トンネル等の定期点検を行い、発見された損傷箇所を計画的に修繕するなど、メンテナンスサイクルに基づく適切な維持管理を行う。また、緊急輸送道路において、橋梁の耐震化を進めるとともに、路面下空洞調査の計画的な実施による速やかな補修を進める。



橋梁点検（北区 梅木谷橋）



トンネル点検（北区 岩山東トンネル）

③治山・砂防関連事業

【予算額：1,365,675千円(うち令和5年度2月補正153,000千円)】

国や兵庫県と連携して砂防事業等を促進していくとともに、土砂災害特別警戒区域等を含む公園緑地や市有地での斜面对策を計画的に進める。また、民有地における崩壊したがけや危険な擁壁に対する応急対策助成を引き続き行うとともに、土砂災害特別警戒区域内の住宅等の移転・改修支援制度の活用を推進する。

盛土規制法に基づいて、令和6年4月に規制区域の指定を行うとともに、法の適正な運用に向けて既存盛土の分布調査等を行う。

④治水関連事業

【予算額：967,500千円(うち令和5年度2月補正105,000千円)】

まちの治水安全度を高めるため、妙法寺川等の二級河川において都市基盤河川改修事業を、長尾川等において準用・普通河川改修事業を実施するとともに、鎌ヶ谷川において貯留施設の整備を進める。

【主要事業のスケジュール】

- | | |
|------------------|----------|
| ○長尾川（北区） | 令和7年度 完了 |
| ○鎌ヶ谷川 貯留施設整備（北区） | 令和6年度 完了 |

⑤内水氾濫対策等の雨水関連事業

【予算額：3,291,384千円】

台風による高潮位による浸水被害が発生した神戸駅周辺地区において、ポンプ場及び雨水幹線の整備等の浸水対策を推進する。

施設の老朽化が進み、耐震性能が不足している魚崎ポンプ場について、現ポンプ場を供用しながら第1期・第2期に分けて新ポンプ場に切り替える改築更新事業を進める。

「雨水浸水対策基本方針」に基づき、優先度の高い地区から地区別浸水対策基本計画の策定を順次進めるほか、高潮時に内水圧がかかる雨水幹線のうち構造強化等が必要な箇所や、特に浸水の危険性の高い低地盤地区において、引き続き、必要な対策を実施する。

【主要事業のスケジュール】

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ○神戸駅周辺地区浸水対策事業 | 令和6年度 新東川崎ポンプ場供用開始 |
| ○魚崎ポンプ場改築更新事業（第1期） | 令和6年度 完了 |
| ○魚崎ポンプ場改築更新事業（第2期） | 令和15年度 完了 |
| ○地区別浸水対策基本計画 | 令和7年度にかけて順次策定 |
| ○内水圧のかかる雨水幹線の構造強化 | 令和9年度 完了 |



新東川崎ポンプ場整備（中央区）



魚崎ポンプ場改築更新事業（第1期）（東灘区）

⑥防災・減災意識の向上

【予算額：21,110千円】

市民の防災・減災意識の向上を図るため、土砂災害水害ハザードマップや避難のために必要な情報等を掲載した広報紙「くらしの防災ガイド」を全戸に配布するとともに、ハザードマップ（神戸市情報マップ）をWEB上で公開する。

（2）安心・安全な地域づくり

①交通安全対策の推進

【予算額：185,000千円】

歩道のない通学路や歩行者優先が守られていない横断歩道などの危険箇所における、歩行者空間の確保や注意喚起を目的とした「歩道整備や防護柵の設置、路側帯カラー舗装」や、横断歩道周辺の視認性向上を目的とした「植栽・街路樹の剪定、撤去や照明設置、横断歩道カラー化」等について、引き続き、警察等の関係機関と連携しながら、現場状況に合わせたきめ細やかな交通安全対策を推進していく。

②老朽化した下水処理場の計画的な改築更新

【予算額：4,336,355千円（うち令和5年度2月補正735,100千円）】

昭和40年に供用を開始した西部処理場において、西部処理場1系の代替施設となる北系水処理施設等の築造工事を進めるとともに、昭和55年に供用を開始したポートアイランド処理場における改築更新を進める。

東灘処理場における汚泥処理施設の改築更新に加え、消化ガスの増量やCO₂削減を目的としたバイオマス受入事業と消化ガス有効利用事業（消化ガス発電事業・水素供給事業）に取り組む。

〔主要事業のスケジュール〕

| | | |
|------------------|--------|------|
| ○西部処理場北系整備 | 令和9年度 | 完了 |
| ○ポートアイランド処理場改築更新 | 令和10年度 | 完了 |
| ○東灘処理場汚泥処理施設改築更新 | 令和10年度 | 完了 |
| ○消化ガス発電事業（東灘処理場） | 令和6年度 | 事業開始 |
| ○水素供給事業（東灘処理場） | 令和6年度 | 事業開始 |



西部処理場北系整備（長田区）

4. 活気と魅力あふれる神戸を創る

(1) 観光誘客の推進

①王子公園の再整備

【予算額：207,320千円】

利便性が高い文教エリアのポテンシャルを活かしながら、若年定住・交流人口の増加や都市ブランドの向上を図り、持続可能な神戸の発展を実現していくため、「王子公園再整備基本方針」や「王子公園再整備基本計画」等に基づき、王子公園の再整備を推進する。

令和6年度は、再整備事業全体をマネジメントする「王子公園再整備本部」を新たに設置し、王子公園の動物園ゾーン、緑の広場、スポーツゾーン等の再整備を一体的に推進していく。

②動物園の魅力向上

【予算額：760,850千円】

ジャイアントパンダの共同飼育繁殖研究の継続について中国側と協議を進めていくとともに、企業や大学等と連携を図り、動物園に求められている種の保存等の役割を果たしていく。

SNSの発信など様々な機会や媒体を活用して広報機能の充実を図るとともに、園内で実施するイベントや講座を動画配信するなど、幅広い層が学び楽しめる取り組みを実施する。



カリフォルニアアシカ「トトマル」
(令和5年6月誕生)



コアラ「いぶき」・「イツキ」
(令和5年6月来園)

③神戸登山プロジェクトの推進

【予算額：405,953千円(うち令和5年度2月補正226,953千円)】

神戸の多様で個性的な魅力ある山を活用する取り組みである「神戸登山プロジェクト」を推進するため、企業や市民と連携を図り、歩行空間や周辺の森林整備を進めることにより歩きやすい登山道を目指すとともに、二次元コード付き案内板を用いた登山情報の発信など、登山を楽しむための環境整備を進める。

森林植物園におけるマウンテンバイクコースの整備や、ロードバイク利用者へのサイクルラック・休憩所の整備等により、六甲山系における自転車の利用を促進する。また、布引エリアにおけるナイトハイキングの環境整備により、神戸のあらたな魅力創出を図る。



登山道の整備



マウンテンバイクコース整備
イメージ

④自然と親しむ取り組みの推進

【予算額：206,500 千円】

こどもが自然と親しむ機会を増やせるよう、主に小学生以下の低年齢層に「自然体験型プログラム」を提供する「こうべ山の小学校」を創設する。

地域活性化のための交流拠点として、北区山田町において田園コミュニティパーク（CCP）を整備する。

【主要事業のスケジュール】

- 山田町CCPの整備
令和6年度 設計・工事
令和7～8年度 工事完了

5. DXの活用による参画を進める

(1) 働き方改革の推進

【予算額：86,000 千円(うち令和5年度2月補正 42,000 千円)】

トンネルや橋梁、道路照明灯の調査・点検の実施にあたって、最新技術の試行および効果検証を実施する。また、公園等の草刈に自動草刈機器を導入することにより、維持管理の高度化および更なる効率化の検討を行う。

ベテラン職員の減少による「OJT」の不足を補完し、若手・中堅職員の更なる技術力向上を図るため、職員技術研修所を設置する。

Ⅱ 建設局所管歳入歳出予算総括表

Ⅱ 建設局所管歳入歳出予算総括表

(単位 千円)

| 歳 入 | | | | 歳 出 | | | |
|----------------------------|------------|------------|--------|----------------------------|-------------|-------------|--------|
| 会計別 | 本 年 度 | 前 年 度 | 伸 率 | 会計別 | 本 年 度 | 前 年 度 | 伸 率 |
| | | | % | | | | % |
| 一 般 会 計 | 27,824,676 | 31,535,564 | △ 11.8 | 一 般 会 計 | 39,404,666 | 43,563,755 | △ 9.5 |
| 駐 車 場 事 業 費 | 990,496 | 1,029,978 | △ 3.8 | 駐 車 場 事 業 費 | 990,496 | 1,029,978 | △ 3.8 |
| 下 水 道 事 業 会 計 (公共下水道事業) | 49,878,342 | 55,626,691 | △ 10.3 | 下 水 道 事 業 会 計 (公共下水道事業) | 64,108,414 | 69,918,511 | △ 8.3 |
| 収 益 的 収 入 | 34,932,797 | 35,000,306 | △ 0.2 | 収 益 的 支 出 | 35,352,701 | 35,355,882 | △ 0.0 |
| 資 本 的 収 入 | 14,945,545 | 20,626,385 | △ 27.5 | 資 本 的 支 出 | 28,755,713 | 34,562,629 | △ 16.8 |
| 合 計 | 78,693,514 | 88,192,233 | △ 10.8 | 合 計 | 104,503,576 | 114,512,244 | △ 8.7 |

Ⅲ 一 般 会 計

Ⅲ 一般会計

1. 歳入歳出予算一覧表

(単位 千円)

| 歳 入 | | | 歳 出 | | |
|-----|-------------|------------|-----|---------------|------------|
| 款 | 項 | 金額 | 款 | 項 | 金額 |
| 16 | 分担金及 負担金 | 427,293 | 9 | 土木費 | 37,050,051 |
| | 1 負担金 | 427,033 | | 1 土木総務費 | 5,712,022 |
| | 2 分担金 | 260 | | 2 道路橋梁費 | 2,501,144 |
| 17 | 使用料及 手数料 | 5,645,340 | | 3 道路橋梁 整備費 | 17,280,634 |
| | 1 使用料 | 5,590,781 | | 4 公園緑地費 | 5,740,734 |
| | 2 手数料 | 54,559 | | 5 公園緑地 整備費 | 3,750,724 |
| 18 | 国庫支出金 | 4,127,488 | | 6 河川砂防費 | 2,064,793 |
| | 1 負担金 | 4,127,488 | 10 | 都市計画費 | 1,464,764 |
| 19 | 県支出金 | 389,936 | | 4 街路事業費 | 1,464,764 |
| | 1 負担金 | 267,903 | 13 | 教育費 | 889,850 |
| | 2 補助金 | 122,033 | | 11 社会教育費 | 889,850 |
| 20 | 財産収入 | 761,866 | 14 | 災害復旧費 | 1 |
| | 1 財産運用収入 | 383,660 | | 1 災害復旧費 | 1 |
| | 2 財産売払収入 | 369,706 | | | |
| | 3 基金収入 | 8,500 | | | |
| 21 | 寄附金 | 476,008 | | | |
| | 1 寄附金 | 476,008 | | | |
| 22 | 繰入金 | 480,739 | | | |
| | 2 基金繰入金 | 480,739 | | | |
| 24 | 諸収入 | 399,006 | | | |
| | 4 受託事業収入 | 15,952 | | | |
| | 7 雑入 | 383,054 | | | |
| 25 | 市債 | 15,117,000 | | | |
| | 1 市債 | 15,117,000 | | | |
| | 合 計 | 27,824,676 | | 合 計 | 39,404,666 |

2. 歳入予算の説明

(単位 千円)

| 款 項 目 節 | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 | 説 明 |
|------------|-----------|-----------|------------|------------------------------|
| 16 分担金及負担金 | 427,293 | 436,655 | △9,362 | |
| 1 負担金 | 427,033 | 436,395 | △9,362 | |
| 3 土木費負担金 | 427,033 | 436,395 | △9,362 | |
| 1 道路整備費負担金 | 219,983 | 380,862 | △160,879 | |
| 2 公園整備費負担金 | 188,286 | 39,039 | 149,247 | |
| 3 河川整備費負担金 | 18,764 | 16,494 | 2,270 | |
| 2 分担金 | 260 | 260 | - | |
| 1 治山砂防費分担金 | 260 | 260 | - | |
| 1 河川砂防費分担金 | 260 | 260 | - | |
| 17 使用料及手数料 | 5,645,340 | 5,551,568 | 93,772 | |
| 1 使用料 | 5,590,781 | 5,478,312 | 112,469 | |
| 8 土木使用料 | 5,102,055 | 4,990,301 | 111,754 | |
| 1 道路 | 3,436,319 | 3,365,882 | 70,437 | 道路占用料等 |
| 2 河川 | 13,045 | 13,045 | - | 河川占用料 |
| 3 公園 | 1,044,550 | 998,033 | 46,517 | 公園使用料 |
| 4 自転車駐車場 | 608,141 | 613,341 | △5,200 | 自転車駐車場使用料 |
| 10 教育使用料 | 488,726 | 488,011 | 715 | |
| 6 動物園 | 488,726 | 488,011 | 715 | 入園料等 |
| 2 手数料 | 54,559 | 73,256 | △18,697 | |
| 1 証紙収入 | - | 71,712 | △71,712 | |
| 1 証紙収入 | - | 71,712 | △71,712 | (会計室所管) 屋外広告物許可、特殊車両通行許可等 |
| 7 土木手数料 | 54,559 | 1,544 | 53,015 | |
| 1 宅地造成等許可 | 54,559 | 1,544 | 53,015 | 許可手数料 |
| 18 国庫支出金 | 4,127,488 | 5,563,262 | △1,435,774 | |
| 1 負担金 | 4,127,488 | 5,563,262 | △1,435,774 | |
| 3 土木費負担金 | 3,512,338 | 4,963,262 | △1,450,924 | |
| 1 道路橋梁費負担金 | 40,000 | 200,600 | △160,600 | 認証額の10/10 |
| 2 道路改良費負担金 | 1,448,786 | 1,242,640 | 206,146 | 認証額の5.5/10又は1/2 |
| 3 橋梁整備費負担金 | 578,980 | 1,106,250 | △527,270 | 認証額の5.5/10 |

| 款 項 目 節 | | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 | 説 明 | |
|---------|---|-------------|---------|-----------|----------|----------------------|
| | 4 | 交通安全施設費負担金 | 861,007 | 991,375 | △130,368 | 認証額の5.5/10又は1/2 |
| | 5 | 公園整備費負担金 | 461,065 | 1,236,647 | △775,582 | 認証額の1/2 |
| | 6 | 河川改修費負担金 | 120,000 | 183,000 | △63,000 | 認証額の1/3 |
| | 7 | 防災安全対策費負担金 | 2,500 | 2,750 | △250 | 認証額の1/2 |
| | 4 | 都市計画費負担金 | 615,150 | 600,000 | 15,150 | |
| | 1 | 街路築造費負担金 | 615,150 | 600,000 | 15,150 | 認証額の5.5/10又は1/2 |
| 19 | | 県 支 出 金 | 389,936 | 449,940 | △60,004 | |
| | 1 | 負 担 金 | 267,903 | 338,658 | △70,755 | |
| | 2 | 土 木 費 負 担 金 | 267,903 | 338,658 | △70,755 | |
| | 1 | 道路橋梁費負担金 | 89,235 | 89,235 | - | 認証額の1/2 |
| | 2 | 河川改修費負担金 | 120,000 | 183,000 | △63,000 | 認証額の1/3 |
| | 3 | 治山砂防費負担金 | 58,668 | 66,423 | △7,755 | 補助率2/3以内 |
| | 2 | 補 助 金 | 122,033 | 111,282 | 10,751 | |
| | 6 | 土 木 費 補 助 | 122,033 | 111,282 | 10,751 | |
| | 1 | 害虫駆除費補助 | 16,593 | 18,620 | △2,027 | 補助率10/10、7/10又は1/2 |
| | 2 | 造林事業費補助 | 88,540 | 87,662 | 878 | 補助率7/10、10/10 |
| | 3 | 自然公園等整備費補助 | 16,900 | 5,000 | 11,900 | 補助率10/10 |
| 20 | | 財 産 収 入 | 761,866 | 1,425,566 | △663,700 | |
| | 1 | 財 産 運 用 収 入 | 383,660 | 388,097 | △4,437 | |
| | 1 | 貸 地 料 | 325,735 | 328,927 | △3,192 | |
| | 1 | 市 有 林 | 19,164 | 19,164 | - | 市有林貸地料 |
| | 3 | 一 般 土 地 | 306,571 | 309,763 | △3,192 | 交通センタービル等貸地料 |
| | 2 | 貸 家 料 | 1,500 | 3,060 | △1,560 | |
| | 7 | 一 般 建 物 | 1,500 | 3,060 | △1,560 | 自動販売機設置料 |
| | 4 | 其他財産運用収入 | 56,425 | 56,110 | 315 | |
| | 2 | 施設命名権 | 56,425 | 56,110 | 315 | 御崎公園球技場、神戸総合運動公園野球場等 |
| | 2 | 財 産 売 払 収 入 | 369,706 | 1,033,469 | △663,763 | |
| | 1 | 土 地 売 却 代 | 365,681 | 1,029,409 | △663,728 | |
| | 1 | 廃 道 敷 | 72,011 | 32,609 | 39,402 | 不用道路敷売却代 |
| | 2 | 都市計画用地 | 100,000 | 100,000 | - | 都市計画事業用地売却代 |

| 款 項 目 節 | | | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 | 説 明 |
|---------|----|-----------------------------|---------|---------|----------|-----------------|
| | 3 | 一 般 土 地 | 193,670 | 896,800 | △703,130 | 一般市有土地売却代 |
| | 3 | 物 品 売 却 代 | 4,025 | 4,060 | △35 | |
| | 4 | 建 設 局 | 4,025 | 4,060 | △35 | 不用物品売却代 |
| | 3 | 基 金 収 入 | 8,500 | 4,000 | 4,500 | |
| | 1 | 基 金 収 入 | 8,500 | 4,000 | 4,500 | |
| | 7 | 公 園 緑 地 事 業 等 基 金 | 8,500 | 4,000 | 4,500 | 預金利子等 |
| 21 | | 寄 附 金 | 476,008 | 252,155 | 223,853 | |
| | 1 | 寄 附 金 | 476,008 | 252,155 | 223,853 | |
| | 1 | 土 木 寄 附 | 476,008 | 252,155 | 223,853 | |
| | 1 | 公 園 | 476,008 | 252,155 | 223,853 | 公園緑地事業等に対する寄附 |
| 22 | | 繰 入 金 | 480,739 | 492,614 | △11,875 | |
| | 2 | 基 金 繰 入 金 | 480,739 | 492,614 | △11,875 | |
| | 1 | 基 金 繰 入 金 | 480,739 | 492,614 | △11,875 | |
| | 1 | 都 市 整 備 等 基 金 繰 入 | 264,565 | 381,265 | △116,700 | 都市整備等基金繰入金 |
| | 6 | 神 戸 SDG s 基 金 繰 入 | 32,000 | - | | |
| | 7 | 公 園 緑 地 事 業 等 基 金 繰 入 | 163,374 | 103,849 | 59,525 | 公園緑地事業等基金繰入金 |
| | 9 | ハ ー バ ー ラ ン ド 運 営 等 基 金 繰 入 | 20,800 | 7,500 | 13,300 | ハーバーランド運営等基金繰入金 |
| 24 | | 諸 収 入 | 399,006 | 433,804 | △34,798 | |
| | 4 | 受 託 事 業 収 入 | 15,952 | 37,094 | △21,142 | |
| | 1 | 土 木 事 業 受 託 収 入 | 15,952 | 37,094 | △21,142 | |
| | 1 | 道 路 | 15,952 | 37,094 | △21,142 | 道路掘削跡管理者復旧等受託収入 |
| | 7 | 雑 入 | 383,054 | 396,710 | △13,656 | |
| | 2 | 延 滞 金 加 算 金 及 過 料 | - | 584 | △584 | |
| | 70 | 道 路 | - | 584 | △584 | 道路占用料延滞金 |
| | 5 | 償 還 金 | 19,104 | 19,497 | △393 | |
| | 23 | 土 木 施 設 | 5,570 | 6,963 | △1,393 | 電気使用料等の実費償還金 |
| | 24 | 償 還 金 | 13,534 | 12,534 | 1,000 | 電気使用料等の実費償還金 |
| | 7 | 補 償 金 | 4,110 | 4,110 | - | |
| | 1 | 土 木 施 設 | 4,110 | 4,110 | - | 市有林線下補償金 |
| | 9 | 雑 入 | 359,840 | 372,519 | △12,679 | |
| | 13 | 建 設 局 | 359,840 | 372,519 | △12,679 | 道路掘削跡自社復旧工事監督料等 |

| 款 項 目 節 | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 | 説 明 |
|--------------------------|------------|------------|------------|-----|
| 25 市 債 | 15,117,000 | 16,930,000 | △1,813,000 | |
| 1 市 債 | 15,117,000 | 16,930,000 | △1,813,000 | |
| 4 土 木 債 | 14,463,000 | 15,954,000 | △1,491,000 | |
| 1 道 路 整 備 債 事 業 公 債 | 10,775,000 | 11,968,000 | △1,193,000 | |
| 2 公 園 整 備 債 事 業 公 債 | 2,166,000 | 2,074,000 | 92,000 | |
| 3 河 川 整 備 債 事 業 公 債 | 1,412,000 | 1,776,000 | △364,000 | |
| 6 自 然 災 害 防 止 事 業 公 債 | 110,000 | 136,000 | △26,000 | |
| 5 都 市 計 画 債 | 654,000 | 976,000 | △322,000 | |
| 2 街 路 事 業 公 債 | 654,000 | 976,000 | △322,000 | |
| 合 計 | 27,824,676 | 31,535,564 | △3,710,888 | |

3. 歳出予算一覧表

(単位 千円)

| 款 項 目 | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 | 説 明 |
|------------------------|------------|------------|------------|-----|
| 9 土 木 費 | 37,050,051 | 40,893,711 | △3,843,660 | |
| 1 土 木 総 務 費 | 5,712,022 | 5,421,255 | 290,767 | |
| 1 職 員 費 | 5,392,138 | 5,128,828 | 263,310 | |
| 2 土 木 総 務 費 | 223,726 | 187,962 | 35,764 | |
| 3 防 災 安 全 対 策 費 | 96,158 | 104,465 | △8,307 | |
| 2 道 路 橋 梁 費 | 2,501,144 | 2,521,471 | △20,327 | |
| 1 道 路 橋 梁 費 | 1,346,513 | 1,375,294 | △28,781 | |
| 2 街 灯 費 | 1,141,019 | 1,132,071 | 8,948 | |
| 3 私 道 対 策 費 | 13,612 | 14,106 | △494 | |
| 3 道 路 橋 梁 整 備 費 | 17,280,634 | 20,227,761 | △2,947,127 | |
| 1 調 査 費 | 64,436 | 62,178 | 2,258 | |
| 2 広 域 幹 線 道 路 対 策 費 | 1,232 | 761,539 | △760,307 | |
| 3 道 路 改 良 費 | 7,376,257 | 8,128,148 | △751,891 | |
| 4 道 路 補 修 費 | 4,431,692 | 4,080,868 | 350,824 | |
| 5 橋 梁 整 備 費 | 3,016,025 | 4,296,920 | △1,280,895 | |
| 6 交 通 安 全 施 設 費 | 2,378,252 | 2,884,470 | △506,218 | |
| 7 受 託 工 事 費 | 12,740 | 13,638 | △898 | |
| 4 公 園 緑 地 費 | 5,740,734 | 5,459,904 | 280,830 | |
| 1 公 園 街 路 樹 費 | 3,311,911 | 2,997,778 | 314,133 | |
| 2 六 甲 国 立 公 園 費 | 128,300 | 94,237 | 34,063 | |
| 3 有 料 公 園 等 管 理 費 | 2,300,523 | 2,367,889 | △67,366 | |
| 5 公 園 緑 地 整 備 費 | 3,750,724 | 4,503,735 | △753,011 | |
| 1 公 園 整 備 費 | 2,944,536 | 3,456,112 | △511,576 | |
| 2 み ど り の 聖 域 推 進 費 | 637,886 | 880,364 | △242,478 | |
| 3 緑 化 推 進 費 | 168,302 | 167,259 | 1,043 | |
| 6 河 川 砂 防 費 | 2,064,793 | 2,759,585 | △694,792 | |
| 1 河 川 管 理 費 | 147,155 | 153,136 | △5,981 | |

(単位 千円)

| 款 項 目 | | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 | 説 明 |
|-------|-----------------|------------|------------|------------|-----|
| | 2 河川改修費 | 1,216,963 | 1,496,645 | △279,682 | |
| | 3 治山砂防費 | 700,675 | 1,109,804 | △409,129 | |
| 10 | 都市計画費 | 1,464,764 | 1,801,400 | △336,636 | |
| | 4 街路事業費 | 1,464,764 | 1,801,400 | △336,636 | |
| | 1 街路築造費 | 1,464,764 | 1,801,400 | △336,636 | |
| 13 | 教育費 | 889,850 | 868,643 | 21,207 | |
| | 11 社会教育費 | 889,850 | 868,643 | 21,207 | |
| | 2 動物園費 | 889,850 | 868,643 | 21,207 | |
| 14 | 災害復旧費 | 1 | 1 | - | |
| | 1 災害復旧費 | 1 | 1 | - | |
| | 1 土木施設 災害復旧費 | 1 | 1 | - | |
| | 合 計 | 39,404,666 | 43,563,755 | △4,159,089 | |

4. 歳出予算の説明

(9款) 土木費

(1項) 土木総務費

(単位 千円)

| 款 項 目 | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 | 本 年 度 の 財 源 内 訳 | | | |
|-----------------|------------|------------|------------|-----------------|------------|------------------|------------|
| | | | | 国 県 支 出 金 | 市 債 | そ の 他 特 定 財 源 | 一 般 財 源 |
| 9 土 木 費 | 37,050,051 | 40,893,711 | △3,843,660 | 3,893,774 | 14,323,000 | 7,478,505 | 11,354,772 |
| 1 土 木 総 務 費 | 5,712,022 | 5,421,255 | 290,767 | 2,500 | - | 67,667 | 5,641,855 |
| 1 職 員 費 | 5,392,138 | 5,128,828 | 263,310 | - | - | - | 5,392,138 |
| 2 土 木 総 務 費 | 223,726 | 187,962 | 35,764 | - | - | 39,084 | 184,642 |
| 3 防 災 安 全 対 策 費 | 96,158 | 104,465 | △8,307 | 2,500 | - | 28,583 | 65,075 |

本項の内容は、つぎのとおりである。

(1目) 職 員 費

5,392,138千円

建設局職員(下水道事業関係職員を除く)の給料及び諸手当等

5,392,138千円

(2目) 土 木 総 務 費

223,726千円

一般事務

98,368千円

土木積算事務等

74,358千円

高温常態化対策

14,000千円

職員技術研修所

37,000千円

(3目) 防 災 安 全 対 策 費

96,158千円

宅地等の保全、造成許可等

1,441千円

防災事務

15,060千円

水防情報システム運営等

51,547千円

広報紙KOBED防災特別号の発行

21,110千円

危険がけ応急対策助成

7,000千円

(2項) 道路橋梁費

(単位 千円)

| 款 項 目 | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 | 本 年 度 の 財 源 内 訳 | | | |
|-------------|-----------|-----------|---------|-----------------|---------|------------------|------------|
| | | | | 国 県 支 出 金 | 市 債 | そ の 他 特 定 財 源 | 一 般 財 源 |
| 9 土 木 費 | | | | | | | |
| 2 道 路 橋 梁 費 | 2,501,144 | 2,521,471 | △20,327 | 40,000 | 237,000 | 4,578,429 | △2,354,285 |
| 1 道 路 橋 梁 費 | 1,346,513 | 1,375,294 | △28,781 | - | 88,000 | 4,576,910 | △3,318,397 |
| 2 街 灯 費 | 1,141,019 | 1,132,071 | 8,948 | 40,000 | 149,000 | - | 952,019 |
| 3 私 道 対 策 費 | 13,612 | 14,106 | △494 | - | - | 1,519 | 12,093 |

本項の内容は、つぎのとおりである。

(1目) 道路橋梁費

1,346,513千円

| | |
|-----------------|-----------|
| 放置自転車対策 | 858,252千円 |
| 道路パトロール等道路管理 | 187,414千円 |
| 道路占用事務等 | 87,869千円 |
| 道路台帳の整備 | 47,372千円 |
| 休日・夜間緊急連絡センター運営 | 54,506千円 |
| 庁舎整備 | 34,300千円 |
| 建設事務所の新設 | 40,000千円 |
| トイレ洋式化 | 36,800千円 |

(2目) 街灯費

1,141,019千円

| | |
|------------|-----------|
| 街灯の維持管理 | 862,068千円 |
| 私道の街灯助成金 | 55,021千円 |
| 照明灯柱の点検・更新 | 143,930千円 |
| 夜間景観向上 | 80,000千円 |

(3目) 私道対策費

13,612千円

| | |
|--------------|----------|
| 私道舗装等に対する助成金 | 13,612千円 |
|--------------|----------|

(3項) 道路橋梁整備費

(単位 千円)

| 款 項 目 | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 | 本 年 度 の 財 源 内 訳 | | | |
|------------------------|------------|------------|------------|-----------------|------------|------------------|-----------|
| | | | | 国 県 支 出 金 | 市 債 | そ の 他 特 定 財 源 | 一 般 財 源 |
| 9 土 木 費 | | | | | | | |
| 3 道路橋梁整備費 | 17,280,634 | 20,227,761 | △2,947,127 | 2,978,008 | 10,538,000 | 685,855 | 3,078,771 |
| 1 調 査 費 | 64,436 | 62,178 | 2,258 | 6,800 | 5,000 | - | 52,636 |
| 2 広 域 幹 線 道 路 対 策 費 | 1,232 | 761,539 | △760,307 | - | - | - | 1,232 |
| 3 道 路 改 良 費 | 7,376,257 | 8,128,148 | △751,891 | 1,528,021 | 5,342,000 | 475,505 | 30,731 |
| 4 道 路 補 修 費 | 4,431,692 | 4,080,868 | 350,824 | - | 1,763,000 | 152,350 | 2,516,342 |
| 5 橋 梁 整 備 費 | 3,016,025 | 4,296,920 | △1,280,895 | 578,980 | 2,206,000 | - | 231,045 |
| 6 交 通 安 全 施 設 費 | 2,378,252 | 2,884,470 | △506,218 | 864,207 | 1,222,000 | 44,000 | 248,045 |
| 7 受 託 工 事 費 | 12,740 | 13,638 | △898 | - | - | 14,000 | △1,260 |

本項の内容は、つぎのとおりである。

(1目) 調 査 費

64,436千円

| | |
|----------------|----------|
| 将来道路網計画調査 | 15,116千円 |
| 自転車活用の推進 | 1,000千円 |
| 北野地区まちなみ保存・活性化 | 5,000千円 |
| PIIボーンプロジェクト | 5,000千円 |
| 王子公園の再整備 | 38,320千円 |

(2目) 広域幹線道路対策費

1,232千円

| | |
|-----------------|---------|
| 大阪湾岸道路西伸部 関連事業等 | 1,232千円 |
|-----------------|---------|

(3目) 道 路 改 良 費

7,376,257千円

| | |
|--|-------------|
| 国道改良(国道428号等) | 331,500千円 |
| 県道改良(神戸三木線等) | 279,600千円 |
| 市道改良(平野第5号線等) | 244,137千円 |
| 無電柱化(長田楠日尾線等) | 403,720千円 |
| 道路防災対策(神戸箕谷線等) | 1,540,000千円 |
| トンネル対策(鉄拐山トンネル等) | 67,800千円 |
| 直轄国道事業(大阪湾岸道路西伸部・神戸西バイパス・43号・175号)の工事費負担金等 | 2,459,000千円 |
| 都心・三宮再整備関連(三宮駐車場地下通路のリニューアル等) | 1,849,000千円 |
| 道路ネットワークの強化(玉津大久保線等) | 74,500千円 |

| | | |
|------------------------------|--------------------|-------------|
| 外部委託等 | | 127,000千円 |
| <u>(4目) 道路補修費</u> | <u>4,431,692千円</u> | |
| 道路の維持補修 | | 1,873,000千円 |
| 防護柵・歩道橋・トンネル・地下道等の道路施設の改築・補修 | | 276,700千円 |
| 側溝の整備 | | 857,781千円 |
| 道路・駅周辺等の美化 | | 903,148千円 |
| 道路施設整備 | | 414,843千円 |
| DXの推進による道路舗装等の効率的な維持管理 | | 7,000千円 |
| 新都市整備事業で整備した道路の移管 | | 99,220千円 |
| <u>(5目) 橋梁整備費</u> | <u>3,016,025千円</u> | |
| 橋梁整備(高松橋等) | | 2,698,925千円 |
| 立体横断施設補修等(ひよどり台東歩道橋等) | | 239,100千円 |
| 神戸新交通三宮駅の美装化 | | 50,000千円 |
| 須磨浦地下道の安全対策 | | 28,000千円 |
| <u>(6目) 交通安全施設費</u> | <u>2,378,252千円</u> | |
| 交差点改良 | | 90,000千円 |
| 道路標識の整備 | | 64,500千円 |
| あんしん歩道整備(歩道段差・波打ち解消) | | 289,200千円 |
| セーフティロード整備等 | | 242,000千円 |
| 道路附属物等のアセットマネジメント | | 20,000千円 |
| 駅周辺整備 | | 1,376,252千円 |
| 歩道・自転車歩行者道の整備 | | 197,000千円 |
| 自転車の利活用促進及び駐輪対策 | | 88,300千円 |
| 神戸登山プロジェクト(ロードバイクの推進) | | 11,000千円 |
| <u>(7目) 受託工事費</u> | <u>12,740千円</u> | |
| 道路掘削跡の復旧工事及びその他の受託道路工事 | | 12,740千円 |

(4項) 公園緑地費

(単位 千円)

| 款 項 目 | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 | 本 年 度 の 財 源 内 訳 | | | |
|----------------|-----------|-----------|---------|-----------------|---------|------------------|-----------|
| | | | | 国 県 支 出 金 | 市 債 | そ の 他 特 定 財 源 | 一 般 財 源 |
| 9 土 木 費 | | | | | | | |
| 4 公園緑地費 | 5,740,734 | 5,459,904 | 280,830 | 16,900 | 116,000 | 1,558,685 | 4,049,149 |
| 1 公園街路樹費 | 3,311,911 | 2,997,778 | 314,133 | 16,900 | 26,000 | 874,490 | 2,394,521 |
| 2 六甲国立公園費 | 128,300 | 94,237 | 34,063 | - | - | 24,370 | 103,930 |
| 3 有料公園等 管理費 | 2,300,523 | 2,367,889 | △67,366 | - | 90,000 | 659,825 | 1,550,698 |

本項の内容は、つぎのとおりである。

(1目) 公園街路樹費

3,311,911千円

| | |
|---------------|-------------|
| 公園灯LED化ESCO事業 | 97,695千円 |
| 公園等の維持管理 | 1,999,950千円 |
| 街路樹・分離帯の維持管理 | 987,697千円 |
| 街路樹再整備事業 | 100,000千円 |
| 福祉就労促進 | 109,455千円 |
| 公園駐車場の管理 | 15,434千円 |
| 高温常態化対策 | 1,680千円 |

(2目) 六甲国立公園費

128,300千円

| | |
|-----------------------|-----------|
| 自然公園施設、登山道、再度公園等の維持管理 | 128,300千円 |
|-----------------------|-----------|

(3目) 有料公園等管理費

2,300,523千円

| | |
|------------------|-----------|
| 相楽園の管理運営 | 40,330千円 |
| 神戸総合運動公園の管理運営 | 619,218千円 |
| しあわせの村の管理運営 | 490,663千円 |
| 布引公園の管理運営 | 298,958千円 |
| 離宮公園の管理運営 | 185,633千円 |
| 森林植物園の管理運営 | 157,710千円 |
| 北神戸田園スポーツ公園の管理運営 | 119,759千円 |
| 御崎公園スタジアムの管理運営 | 386,508千円 |
| 指定管理者モニタリング | 1,744千円 |

(5項) 公園緑地整備費

(単位 千円)

| 款 項 目 | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 | 本 年 度 の 財 源 内 訳 | | | |
|-----------------|-----------|-----------|----------|-----------------|-----------|------------------|---------|
| | | | | 国 県 支 出 金 | 市 債 | そ の 他 特 定 財 源 | 一 般 財 源 |
| 9 土 木 費 | | | | | | | |
| 5 公園緑地整備費 | 3,750,724 | 4,503,735 | △753,011 | 549,561 | 1,910,000 | 558,174 | 732,989 |
| 1 公園整備費 | 2,944,536 | 3,456,112 | △511,576 | 428,050 | 1,821,000 | 405,350 | 290,136 |
| 2 みどりの聖域 推進費 | 637,886 | 880,364 | △242,478 | 121,511 | 89,000 | 119,810 | 307,565 |
| 3 緑化推進費 | 168,302 | 167,259 | 1,043 | - | - | 33,014 | 135,288 |

本項の内容は、つぎのとおりである。

(1目) 公園整備費 2,944,536千円

| | |
|--------------------|-------------|
| 都市公園施設整備等 | 2,432,047千円 |
| 国営明石海峡公園の整備にかかる負担金 | 103,675千円 |
| 公園再整備などの実施設計・調査等 | 105,064千円 |
| 公園事業基金の造成 | 303,750千円 |

(2目) みどりの聖域推進費 637,886千円

| | |
|------------------------------------|-----------|
| こうべ都市山再生事業 | 109,000千円 |
| 六甲山・摩耶山等の活性化 | 121,000千円 |
| 六甲山森林整備の推進 | 106,588千円 |
| 市民参加の森づくりなどの緑地の市民協働 | 11,320千円 |
| 六甲山森林リフレッシュなどの市有林の育成、松くい虫対策などの森林保全 | 49,350千円 |
| 緑地保全事業 | 23,378千円 |
| 緑地保全事業基金の造成 | 35,250千円 |
| 摩耶ケーブル・ロープウェー(まやビューライン)運行等支援 | 167,000千円 |
| 里山SDGs戦略 | 15,000千円 |

(3目) 緑化推進費 168,302千円

| | |
|-----------------------------------|----------|
| 花のまち神戸の推進(市民花壇、ハミング広場等) | 19,873千円 |
| 緑地助成(市民公園、市民の木・森等) | 45,405千円 |
| 公民連携の緑花事業(花のプロムナード、スポンサー花壇等)、草花栽培 | 92,024千円 |
| 緑化事業基金の造成 | 11,000千円 |

(6項) 河川砂防費

(単位 千円)

| 款 項 目 | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 | 本 年 度 の 財 源 内 訳 | | | |
|-------------|-----------|-----------|----------|-----------------|-----------|------------------|---------|
| | | | | 国 県 支 出 金 | 市 債 | そ の 他 特 定 財 源 | 一 般 財 源 |
| 9 土 木 費 | | | | | | | |
| 6 河 川 砂 防 費 | 2,064,793 | 2,759,585 | △694,792 | 306,805 | 1,522,000 | 29,695 | 206,293 |
| 1 河 川 管 理 費 | 147,155 | 153,136 | △5,981 | - | 20,000 | 13,895 | 113,260 |
| 2 河 川 改 修 費 | 1,216,963 | 1,496,645 | △279,682 | 240,000 | 899,000 | - | 77,963 |
| 3 治 山 砂 防 費 | 700,675 | 1,109,804 | △409,129 | 66,805 | 603,000 | 15,800 | 15,070 |

本項の内容は、つぎのとおりである。

(1目) 河川管理費

147,155千円

| | |
|----------------------|-----------|
| 河川関連施設維持管理 | 5,606千円 |
| 河川愛護運動等 | 2,248千円 |
| 河川、調整池及び水路の補修、浚渫、草刈等 | 130,421千円 |
| 河川モニタリングカメラシステム維持管理等 | 8,880千円 |

(2目) 河川改修費

1,216,963千円

| | |
|-----------|-----------|
| 都市基盤河川改修 | 501,500千円 |
| 都市河川改修 | 9,463千円 |
| 準用河川等改修 | 361,000千円 |
| 準用河川等点検維持 | 345,000千円 |

(3目) 治山砂防費

700,675千円

| | |
|--------------------|-----------|
| 自然災害防止 | 90,000千円 |
| 市有林内山腹崩壊対策 | 415,000千円 |
| 急傾斜地崩壊対策事業地元負担金・調査 | 70,350千円 |
| 土砂災害ソフト対策 | 28,925千円 |
| 県単独補助治山事業 | 86,400千円 |
| 盛土対策 | 10,000千円 |

(10款) 都市計画費

(4項) 街路事業費

(単位 千円)

| 款 項 目 | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 | 本 年 度 の 財 源 内 訳 | | | |
|----------|-----------|-----------|----------|-----------------|---------|------------------|---------|
| | | | | 国 県 支 出 金 | 市 債 | そ の 他 特 定 財 源 | 一 般 財 源 |
| 10 都市計画費 | 1,464,764 | 1,801,400 | △336,636 | 615,150 | 654,000 | 100,000 | 95,614 |
| 4 街路事業費 | 1,464,764 | 1,801,400 | △336,636 | 615,150 | 654,000 | 100,000 | 95,614 |
| 1 街路築造費 | 1,464,764 | 1,801,400 | △336,636 | 615,150 | 654,000 | 100,000 | 95,614 |

本項の内容は、つぎのとおりである。

(1目) 街路築造費

1,464,764千円

| | |
|-----------|-----------|
| 高羽線 | 100,000千円 |
| 神戸三田線 | 110,000千円 |
| 有野藤原線 | 107,000千円 |
| 垂水妙法寺線外1線 | 166,500千円 |
| 長田線ほか2線 | 45,000千円 |
| 須磨多聞線 | 772,000千円 |
| 塩屋多井畑線 | 18,364千円 |
| 岩岡神出線 | 20,000千円 |
| 一般単独事業 | 125,900千円 |

(13款) 教育費

(11項) 社会教育費

(単位 千円)

| 款 項 目 | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 | 本 年 度 の 財 源 内 訳 | | | |
|--------------|---------|---------|--------|-----------------|---------|------------------|---------|
| | | | | 国 県 支 出 金 | 市 債 | そ の 他 特 定 財 源 | 一 般 財 源 |
| 13 教 育 費 | 889,850 | 868,643 | 21,207 | 8,500 | 140,000 | 607,969 | 133,381 |
| 11 社 会 教 育 費 | 889,850 | 868,643 | 21,207 | 8,500 | 140,000 | 607,969 | 133,381 |
| 2 動 物 園 費 | 889,850 | 868,643 | 21,207 | 8,500 | 140,000 | 607,969 | 133,381 |

本項の内容は、つぎのとおりである。

(2目) 動物園費

889,850千円

| | |
|---------------------|-----------|
| 施設及び設備の補修・改修 | 30,000千円 |
| ジャイアントパンダ日中共同飼育繁殖研究 | 156,035千円 |
| 動物園の維持管理 | 574,815千円 |
| 王子動物園のリニューアル | 129,000千円 |

(14款) 災害復旧費

(1項) 災害復旧費

(単位 千円)

| 款 項 目 | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 | 本 年 度 の 財 源 内 訳 | | | |
|------------------------|-------|-------|-----|-----------------|-----|------------------|---------|
| | | | | 国 県 支 出 金 | 市 債 | そ の 他 特 定 財 源 | 一 般 財 源 |
| 14 災 害 復 旧 費 | 1 | 1 | - | - | - | - | 1 |
| 1 災 害 復 旧 費 | 1 | 1 | - | - | - | - | 1 |
| 1 土 木 施 設 災 害 復 旧 費 | 1 | 1 | - | - | - | - | 1 |

本項の内容は、つぎのとおりである。

(1目) 土木施設災害復旧費

1千円

土木施設災害復旧

1千円

5. 債務負担行為

(単位 千円)

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 | 備 考 |
|------------------|----------|-----------|-----|
| 令和6年度神戸市道路公社債務保証 | 令和16年度まで | 3,896,000 | |
| 令和6年度道路照明灯LED化事業 | 令和20年度まで | 557,000 | |
| 王子公園駐輪場管理事務所移設 | 令和7年度まで | 24,000 | |
| 令和6年度道路改良 | 令和10年度まで | 3,300,000 | |
| 令和6年度道路補修 | 令和8年度まで | 20,000 | |
| 令和6年度橋梁整備 | 令和7年度まで | 550,000 | |
| 令和6年度交通安全施設整備 | 令和9年度まで | 482,000 | |
| 令和6年度街路樹管理 | 令和8年度まで | 130,000 | |
| 令和6年度公園整備 | 令和7年度まで | 274,000 | |
| こうべ都市山再生事業 | 令和10年度まで | 64,000 | |
| 令和6年度河川改修 | 令和7年度まで | 309,000 | |
| 令和6年度市有林内山腹崩壊対策 | 令和7年度まで | 390,000 | |
| 令和6年度街路築造 | 令和8年度まで | 2,710,000 | |
| 令和6年度動物園事業 | 令和8年度まで | 242,000 | |

(参考)

(単位 千円)

| 事 項 | 限 度 額 | 買 戻 し 期 限 | 備 考 |
|-------------------------|-----------|-----------|-----|
| 令和6年度 公共用地取得事業(都市整備等基金) | 1,713,922 | 令和11年度 | |

IV 駐 車 場 事 業 費

IV 駐 車 場 事 業 費

1. 歳入歳出予算一覧表

(単位 千円)

| 歳 入 | | | 歳 出 | | |
|--------|---------------|---------|----------|---------|---------|
| 款 | 項 | 金 額 | 款 | 項 | 金 額 |
| 1 事業収入 | | 990,495 | 1 駐車場事業費 | | 990,496 |
| | 1 使用料及 手数料 | 868,538 | | 1 運 営 費 | 990,496 |
| | 2 諸 収 入 | 121,957 | 2 予 備 費 | | - |
| 2 繰越金 | | 1 | | 1 予 備 費 | - |
| 合 計 | | 990,496 | 合 計 | | 990,496 |

2. 歳入予算の説明

(単位 千円)

| 款 項 目 節 | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 | 説 明 |
|-----------|---------|-----------|----------|------------|
| 1 事業収入 | 990,495 | 1,029,977 | △ 39,482 | |
| 1 使用料及手数料 | 868,538 | 941,760 | △ 73,222 | |
| 1 使用料 | 868,538 | 941,760 | △ 73,222 | 市営駐車場使用料 |
| 2 諸収入 | 121,957 | 88,217 | 33,740 | |
| 1 雑入 | 121,957 | 88,217 | 33,740 | 複合施設管理負担金等 |
| 2 繰越金 | 1 | 1 | - | |
| 1 繰越金 | 1 | 1 | - | |
| 1 繰越金 | 1 | 1 | - | |
| 合 計 | 990,496 | 1,029,978 | △ 39,482 | |

3. 歳出予算一覧表

(単位 千円)

| 款 項 目 | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 | 説 明 |
|---------------|---------|-----------|---------|-----------|
| 1 駐 車 場 事 業 費 | 990,496 | 1,027,978 | △37,482 | |
| 1 運 営 費 | 990,496 | 1,027,978 | △37,482 | |
| 1 運 営 費 | 990,496 | 1,027,978 | △37,482 | 駐車場管理運営費等 |
| 2 予 備 費 | 0 | 2,000 | △2,000 | |
| 1 予 備 費 | 0 | 2,000 | △2,000 | |
| 1 予 備 費 | 0 | 2,000 | △2,000 | |
| 合 計 | 990,496 | 1,029,978 | △39,482 | |

4. 歳出予算の説明

(1款) 駐車場事業費

(1項) 運営費

(単位 千円)

| 款 項 目 | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 | 本 年 度 の 財 源 内 訳 | | | |
|---------------|---------|-----------|---------|-----------------|-----|------------------|---------|
| | | | | 国 県 支 出 金 | 市 債 | そ の 他 特 定 財 源 | 一 般 財 源 |
| 1 駐 車 場 事 業 費 | 990,496 | 1,027,978 | △37,482 | - | - | 990,496 | - |
| 1 運 営 費 | 990,496 | 1,027,978 | △37,482 | - | - | 990,496 | - |
| 1 運 営 費 | 990,496 | 1,027,978 | △37,482 | - | - | 990,496 | - |

本項の内容は、つぎのとおりである。

(1目) 運営費

990,496千円

三宮、花隈、湊川公園、新長田、長田北町、鈴蘭台、細田、新長田駅前、舞子駅前、和田岬駅前、神戸駅南
各駐車場の管理運営

990,496千円

(2款) 予備費

(1項) 予備費

(単位 千円)

| 款 項 目 | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 | 本 年 度 の 財 源 内 訳 | | | |
|---------|-------|-------|--------|-----------------|-----|------------------|---------|
| | | | | 国 県 支 出 金 | 市 債 | そ の 他 特 定 財 源 | 一 般 財 源 |
| 2 予 備 費 | - | 2,000 | △2,000 | - | - | - | - |
| 1 予 備 費 | - | 2,000 | △2,000 | - | - | - | - |
| 1 予 備 費 | - | 2,000 | △2,000 | - | - | - | - |

V 下水道事業会計（公共下水道事業）

V 下水道事業会計（公共下水道事業）

予算第13号議案

令和6年度神戸市下水道事業会計予算

1. 予算の概要

（1）総則

第1条 令和6年度神戸市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（2）業務の予定量

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）処理量

| | | |
|---------|------|---------------|
| 公共下水処理量 | 1日平均 | 477,539立方メートル |
|---------|------|---------------|

（2）汚水中継及び雨水排除

| | | |
|-------|------|--------------|
| 汚水中継量 | 1日平均 | 68,663立方メートル |
|-------|------|--------------|

| | | |
|-------|----|-----------------|
| 雨水排除量 | 年間 | 9,368,166立方メートル |
|-------|----|-----------------|

（3）建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。

（3）収益的収入及び支出

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

| | | |
|-----|-----------|--------------|
| 第1款 | 公共下水道事業収益 | 34,932,797千円 |
| 第1項 | 営業収益 | 24,718,349千円 |
| 第2項 | 営業外収益 | 10,214,448千円 |

支 出

| | | |
|-----|----------|--------------|
| 第1款 | 公共下水道事業費 | 35,322,701千円 |
| 第1項 | 営業費用 | 32,638,911千円 |
| 第2項 | 営業外費用 | 2,597,403千円 |
| 第3項 | 特別損失 | 86,387千円 |
| 第3款 | 予備費 | 30,000千円 |
| 第1項 | 予備費 | 30,000千円 |
| | 計 | 35,352,701千円 |

(4) 資本的収入及び支出

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額13,810,168千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

| 収 入 | | |
|-----|---------------|--------------|
| 第1款 | 公共下水道資本的収入 | 14,945,545千円 |
| 第1項 | 企 業 債 | 8,873,000千円 |
| 第2項 | 国 庫 支 出 金 | 5,900,000千円 |
| 第3項 | 他 会 計 繰 入 金 | 138,245千円 |
| 第4項 | 財 産 収 入 | 1,000千円 |
| 第5項 | 雑 収 入 | 33,300千円 |
| 支 出 | | |
| 第1款 | 公共下水道資本的支出 | 28,725,713千円 |
| 第1項 | 建 設 改 良 費 | 21,809,540千円 |
| 第2項 | 基 金 造 成 費 | 1,000千円 |
| 第3項 | 企 業 債 等 償 還 金 | 6,915,173千円 |
| 第3款 | 予備費 | 30,000千円 |
| 第1項 | 予 備 費 | 30,000千円 |
| | 計 | 28,755,713千円 |

(5) 債務負担行為

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|-----------------|----------|--------------|
| 処理場運営 (令和6年度) | 令和6～10年度 | 222,383千円 |
| ポンプ場運営 (令和6年度) | 令和6～27年度 | 644,500千円 |
| 汚水幹枝線布設 (令和6年度) | 令和6～7年度 | 2,661,000千円 |
| 雨水幹枝線布設 (令和6年度) | 令和6～7年度 | 187,000千円 |
| 処理場建設 (令和6年度) | 令和6～9年度 | 3,442,021千円 |
| ポンプ場建設 (令和6年度) | 令和6～15年度 | 13,743,000千円 |
| 処理施設等整備 (令和6年度) | 令和6～8年度 | 3,565,475千円 |
| 流域下水道 (令和6年度) | 令和6～35年度 | 10,000千円 |

(6) 企業債

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| | | |
|----------------|--|-------------|
| 起債の目的 及び限度額 | 下水道建設事業 | 8,873,000千円 |
| 起債の方法 | 公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。 | |
| 利 率 | 9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率） | |
| 償還の方法 | 借入日の翌日から据置期間を含め、40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。 | |

(7) 一時借入金

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(8) 予定支出の各項の経費の金額の流用

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(9) 他会計からの補助金

第9条 収益的支出及び資本的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,326,277千円である。

(10) たな卸資産購入限度額

第10条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

令和6年2月15日提出

神戸市長 久 元 喜 造

第 1 表 建設改良事業概要

| 事業名 | 当年度予定額 | 事業概要 | |
|-----------|-------------------|---|---|
| 処理場建設 | 千円 2,698,415 | 東灘処理場 西部処理場 垂水処理場 ポートアイランド処理場 | 設計業務 土木建築機械電気設備工事 場内整備 設計業務・土木工事 |
| ポンプ場建設 | 2,115,855 | 魚崎ポンプ場 新東川崎ポンプ場 宇治川ポンプ場 | 土木建築機械電気設備工事 土木建築機械電気設備工事 検討業務 |
| 汚水幹枝線布設 | 7,415,334 | 東灘処理区 中央処理区 鈴蘭台処理区 垂水処理区 玉津処理区 武庫川上流処理区 加古川上流処理区 計 | 18,940m 27,590m 760m 5,020m 2,560m 1,230m 900m 57,000m |
| 雨水幹枝線布設 | 1,887,491 | 東灘排水区 東部排水区 中部排水区 西部排水区 垂水排水区 武庫川排水区 計 | 370m 2,531m 350m 2,759m 2,641m 2,500m 11,151m |
| 流域下水道 | 185,999 | 武庫川上流建設負担金 加古川上流建設負担金 | |
| 処理施設等整備 | 7,506,446 | 処理場及びポンプ場の施設改良 建設改良部門職員の給料、職員手当等 | |
| 合計 | 21,809,540 | | |

(予算第13号議案)

〔下水道事業会計〕
2. 令和6年度神戸市下水道事業会計予算実施計画
(公共下水道事業)

収益的収入及び支出

収 入

| 款 | 項 | 目 | 予 定 額 | 備 考 | |
|-------------|----------|------------|---------------|------------------------|---------------------|
| 1 公共下水道事業収益 | 1 営業収益 | | 34,932,797 | | |
| | | | 24,718,349 | | |
| | | 1 下水道使用料 | 21,024,053 | 一般汚水、浴場汚水及び共用汚水の下水道使用料 | |
| | | 2 他会計負担金 | 7,000 | 下水道使用料の減免等の負担金 | |
| | | | | 3,686,296 | 雨水処理に充当する一般会計からの補助金 |
| | 4 受託工事収益 | 1,000 | 下水道工事の受託による収入 | | |
| | 2 営業外収益 | | | 10,214,448 | |
| | | 1 受取利息及配当金 | 2,000 | 預金利子 | |
| | | 2 他会計補助金 | 494,736 | 一般会計からの補助金 | |
| | | 3 長期前受金 | 9,076,000 | 減価償却等に対応する長期前受金の収益化 | |
| 4 雑収益 | | 641,712 | 用地使用料等 | | |

支 出

| 款 | 項 | 目 | 予 定 額 | 備 考 | |
|------------|---------|----------------|----------------|---|---------|
| 1 公共下水道事業費 | 1 営業費用 | | 35,322,701 | | |
| | | | 32,638,911 | | |
| | | 1 管渠費 | 546,476 | 汚水及び雨水管渠の維持管理費 | |
| | | 2 処理場費 | 5,221,767 | 東灘処理場等の維持管理費 | |
| | | 3 ポンプ場費 | 261,617 | 本庄ポンプ場等の維持管理費 | |
| | | 4 受託工事費 | 1,000 | 下水道工事の受託工事費 | |
| | | 5 水洗化促進費 | 420 | 水洗化促進にかかる事務費 | |
| | | 6 業務費 | 2,469,541 | 下水道使用料徴収費、広報活動費、一般管理費、流域下水道維持管理負担金、貸倒引当金等 | |
| | | 7 総係費 | 2,328,011 | 維持管理部門職員の給料、職員手当等 | |
| | 8 減価償却費 | 21,760,079 | 固定資産減価償却費 | | |
| | 9 資産減耗費 | 50,000 | 固定資産除却費 | | |
| | 2 営業外費用 | | | 2,597,403 | |
| | | 1 支払利息及企業債取扱諸費 | 2,046,005 | 企業債等の支払利息及び諸手数料 | |
| | | 2 消費税 | 500,000 | 消費税及び地方消費税納付額 | |
| | 3 特別損失 | | | 51,398 | 営業外の諸費用 |
| | | | 86,387 | | |
| 1 過年度損益修正損 | | 11,611 | 下水道使用料の過年度分還付等 | | |
| | | | 74,776 | 固定資産除却費等 | |
| 3 予備費 | | | 30,000 | | |
| | 1 予備費 | | 30,000 | | |
| 合計 | | | 30,000 | | |
| 合計 | | | 35,352,701 | | |

給与費内訳
職員数268人（短時間勤務職員58人を含む）の報酬73,705千円、給料905,372千円、手当等967,843千円、法定福利費368,515千円を計上

資本的収入及び支出

収 入

| 款 | 項 | 目 | 予 定 額 | 備 考 |
|--------------------------|---------------|---------------------|------------------|--------------------------|
| 1 公 共 下 水 道 資 本 的 収 入 | | | 千円 14,945,545 | |
| | 1 企 業 債 | 1 下 水 道 事 業 公 債 | 8,873,000 | 建設改良費に充当する企業債 |
| | 2 国 庫 支 出 金 | 1 下 水 道 事 業 費 補 助 金 | 5,900,000 | 建設改良費に充当する国庫補助金 |
| | 3 他 会 計 繰 入 金 | 1 一 般 会 計 繰 入 金 | 138,245 | 企業債元金償還金等に充当する一般会計からの繰入金 |
| | 4 財 産 収 入 | 1 基 金 収 入 | 1,000 | 下水道事業基金運用益 |
| | 5 雑 収 入 | 1 工 事 負 担 金 | 33,300 | 建設改良費に充当する工事負担金 |
| | | 2 雑 収 入 | 1,000 | 建設改良費に充当する諸収入 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

支 出

| 款 | 項 | 目 | 予 定 額 | 備 考 |
|--------------------------|-----------------|---------------|------------------|---------------------------|
| 1 公 共 下 水 道 資 本 的 支 出 | | | 千円 28,725,713 | |
| | 1 建 設 改 良 費 | 1 処 理 場 建 設 費 | 21,809,540 | 東灘等4処理場 |
| | | 2 ポンプ場建設費 | 2,698,415 | 魚崎等3ポンプ場 |
| | | 3 汚水幹枝線布設費 | 2,115,855 | 東灘等7処理区 |
| | | 4 雨水幹枝線布設費 | 7,415,334 | 東灘等6排水区 |
| | | 5 流域下水道事業費 | 1,887,491 | 武庫川上流及び加古川上流流域下水道建設負担金 |
| | | 6 処理施設等整備費 | 185,999 | 下水道施設改良費及び建設部門職員の給料、職員手当等 |
| | 2 基 金 造 成 費 | 1 基 金 造 成 費 | 7,506,446 | 下水道事業基金造成費 |
| | 3 企 業 債 等 償 還 金 | 1 企 業 債 償 還 金 | 1,000 | 企業債元金償還金 |
| | 3 予 備 費 | 1 予 備 費 | 6,915,173 | 企業債元金償還金 |
| | | 30,000 | | |
| | | 30,000 | | |
| | | 30,000 | | |
| 合 計 | | | 28,755,713 | |

給与費内訳
職員数101人（短時間勤務職員12人を含む）の報酬17,075千円、給料358,827千円、手当等378,677千円、法定福利費139,463千円を計上

3. 令和6年度神戸市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書 (公共下水道事業)

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：千円)

| | | | | | | |
|---|-------------------------|-------------------|---|-------------------------|-------------------------|--------------------|
| 1 | 業務活動によるキャッシュ・フロー | | 2 | 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| | 当年度純損失 | △ 1,160,999 | | 固定資産の取得 | △ 21,839,540 | |
| | 減価償却費 | 21,760,079 | | 国庫補助金 | 5,900,000 | |
| | 資産減耗費(現金支出を除く) | 50,000 | | 一般会計繰入金 | 91,626 | |
| | 貸倒引当金の増減額 | 10,300 | | 工事負担金 | 32,300 | |
| | 退職給付引当金の増減額 | △ 85,040 | | 雑収入 | 1,000 | |
| | 賞与引当金の増減額 | 4,000 | | 基金造成費 | △ 1,000 | |
| | 長期前受金戻入額 | △ 9,076,000 | | 投資活動によるキャッシュ・フロー | △ 15,815,614 | |
| | 受取利息及び受取配当金 | △ 2,000 | | | | |
| | 支払利息 | 2,041,254 | | 3 | 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| | 有形固定資産除却損 | 37,016 | | | 建設改良費等の財源に充てる企業債収入 | 8,873,000 |
| | 基金運用による収入 | 1,000 | | | 建設改良費等の財源に充てた企業債償還 | △ 6,915,173 |
| | 未収金・破産更生債権等の増減額 | 1,430,155 | | | 一般会計繰入金 | 46,619 |
| | 未払金増減額 | △ 4,329,121 | | | 財務活動によるキャッシュ・フロー | 2,004,446 |
| | たな卸資産の増減額 | 100 | | | | |
| | 消費税資本的収支調整額 | 1,366,335 | | | 資金増加額 | △ 3,803,343 |
| | 小計 | <u>12,047,079</u> | | | 資金期首残高 | 37,059,050 |
| | 利息及び配当金の受取額 | 2,000 | | | 資金期末残高 | 33,255,707 |
| | 利息の支払額 | △ 2,041,254 | | | | |
| | 業務活動によるキャッシュ・フロー | 10,007,825 | | | | |

4. 令和6年度神戸市下水道事業会計予定貸借対照表
(公共下水道事業)

(令和7年3月31日)

(単位：千円)

| | | 資 産 の 部 | | |
|-----|-------------------|-------------|---------------|-------------|
| 1 | 固 定 資 産 | | | |
| (1) | 有 形 固 定 資 産 | | | |
| | イ 土 地 | | 55,871,382 | |
| | ロ 建 物 | 54,300,640 | | |
| | | 減価償却累計額 | △ 29,982,954 | 24,317,686 |
| | ハ 建 物 付 属 設 備 | 12,536,943 | | |
| | | 減価償却累計額 | △ 7,866,533 | 4,670,410 |
| | ニ 構 築 物 | 865,291,109 | | |
| | | 減価償却累計額 | △ 463,794,969 | 401,496,140 |
| | ホ 機 械 及 装 置 | 191,144,354 | | |
| | | 減価償却累計額 | △ 146,224,624 | 44,919,730 |
| | ヘ 車 両 運 搬 具 | 158,554 | | |
| | | 減価償却累計額 | △ 134,459 | 24,095 |
| | ト 工 具 器 具 及 備 品 | 2,670,779 | | |
| | | 減価償却累計額 | △ 2,330,695 | 340,084 |
| | チ 建 設 仮 勘 定 | | 65,675,339 | |
| | 有 形 固 定 資 産 合 計 | | | 597,314,866 |
| (2) | 無 形 固 定 資 産 | | | |
| | イ 施 設 利 用 権 | | 1,788,205 | |
| | ロ 地 上 権 | | 670 | |
| | ハ 電 話 加 入 権 | | 6,844 | |
| | 無 形 固 定 資 産 合 計 | | | 1,795,719 |
| (3) | 投 資 其 他 の 資 産 | | | |
| | イ 基 金 | | 1,164,536 | |
| | ロ 其 他 の 投 資 | | 142,184 | |
| | ハ 破 産 更 生 債 権 等 | | 49,741 | |
| | 貸 倒 引 当 金 | | △ 49,741 | |
| | 投 資 其 他 の 資 産 合 計 | | | 1,306,720 |
| | 固 定 資 産 合 計 | | | 600,417,305 |
| 2 | 流 動 資 産 | | | |
| (1) | 現 金 預 金 | | 33,255,707 | |
| (2) | 未 収 金 | | 5,416,079 | |
| (3) | 貯 蔵 品 | | 20,216 | |
| (4) | 前 払 費 用 | | 1,726 | |
| (5) | 前 払 金 | | 184 | |
| | 流 動 資 産 合 計 | | | 38,693,912 |
| | 資 産 合 計 | | | 639,111,217 |

注 記

| <p>I 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>1 資産の評価基準及び評価方法 貯蔵品 個別法による原価法によっている。</p> <p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却の方法 定額法による ・主な耐用年数 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">建物</td> <td style="width: 25%;">45年～50年</td> <td style="width: 25%;">建物付属設備</td> <td style="width: 25%;">8年～15年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>50年</td> <td>機械及装置</td> <td>10年～20年</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>5年</td> <td>工具器具及備品</td> <td>5年～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却の方法 定額法による <p>3 重要なリース取引の処理方法 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。</p> <p>4 引当金の計上方法</p> <p>(1) 退職給付引当金 職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。なお、下水道事業会計が負担すると見込まれる金額については一括で費用処理し、一般会計が負担すると見込まれる金額にかかる会計基準変更時の差異(221,666千円)については、平成26年度から職員の退職までの平均残余勤務年数内(14年)で、均等額を費用処理している。</p> <p>(2) 賞与引当金 職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額(12月から3月までの4ヵ月分)を計上している。</p> <p>(3) 貸倒引当金 債権の不納欠損による損失に備えるため、破産更生債権等について、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。</p> <p>5 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。</p> | 建物 | 45年～50年 | 建物付属設備 | 8年～15年 | 構築物 | 50年 | 機械及装置 | 10年～20年 | 車両運搬具 | 5年 | 工具器具及備品 | 5年～15年 | <p>II 予定貸借対照表等に関する注記</p> <p>1 企業債の償還に係る他会計の負担 貸借対照表上に計上されている企業債(当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む)のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は34,058,848千円である。</p> <p>III セグメント情報に関する注記</p> <p>1 セグメントの概要 神戸市下水道事業では、公共下水道事業、農業集落排水事業を報告セグメントとしている。なお、報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">セグメント区分</th> <th style="text-align: center;">事業の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">公共下水道事業</td> <td>主として市街地における、汚水処理及び雨水排除</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">農業集落排水事業</td> <td>農業集落地域における、し尿・生活雑排水等の処理</td> </tr> </tbody> </table> <p>IV リース契約により使用する固定資産に関する注記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">1年内 6,224千円</td> <td style="width: 33%;">1年超 10,206千円</td> <td style="width: 33%; text-align: right;">計 16,430千円</td> </tr> </table> <p>V その他の注記</p> <p>1 退職給付引当金の取崩し 当事業年度において、退職手当271,319千円を支給するため、退職給付引当金271,319千円を使用する。</p> | セグメント区分 | 事業の内容 | 公共下水道事業 | 主として市街地における、汚水処理及び雨水排除 | 農業集落排水事業 | 農業集落地域における、し尿・生活雑排水等の処理 | 1年内 6,224千円 | 1年超 10,206千円 | 計 16,430千円 |
|---|-------------------------|------------|---------|--------|-----|-----|-------|---------|-------|----|---------|--------|--|---------|-------|---------|------------------------|----------|-------------------------|-------------|--------------|------------|
| 建物 | 45年～50年 | 建物付属設備 | 8年～15年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 構築物 | 50年 | 機械及装置 | 10年～20年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 車両運搬具 | 5年 | 工具器具及備品 | 5年～15年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| セグメント区分 | 事業の内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公共下水道事業 | 主として市街地における、汚水処理及び雨水排除 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 農業集落排水事業 | 農業集落地域における、し尿・生活雑排水等の処理 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年内 6,224千円 | 1年超 10,206千円 | 計 16,430千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

5. 令和5年度神戸市下水道事業会計予定損益計算書
(公共下水道事業)

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：千円)

| | | | |
|------------------|------------|------------|------------------|
| 1 営業収益 | | | |
| (1) 下水道使用料 | 18,998,706 | | |
| (2) 他会計負担金 | 7,000 | | |
| (3) 雨水処理補助金 | 3,738,778 | | |
| (4) 受託工事収益 | 909 | 22,745,393 | |
| 2 営業費用 | | | |
| (1) 管渠費 | 518,075 | | |
| (2) 処理場費 | 4,832,418 | | |
| (3) ポンプ場費 | 307,307 | | |
| (4) 受託工事費 | 909 | | |
| (5) 水洗化促進費 | 382 | | |
| (6) 業務費 | 2,187,053 | | |
| (7) 総係費 | 2,246,304 | | |
| (8) 減価償却費 | 21,810,792 | | |
| (9) 資産減耗費 | 50,000 | 31,953,240 | |
| 営業損失 | | | 9,207,847 |
| 3 営業外収益 | | | |
| (1) 受取利息及配当金 | 2,000 | | |
| (2) 他会計補助金 | 491,988 | | |
| (3) 国庫補助金 | 3,000 | | |
| (4) 長期前受金戻入 | 9,299,000 | | |
| (5) 雑収益 | 539,060 | 10,335,048 | |
| 4 営業外費用 | | | |
| (1) 支払利息及企業債取扱諸費 | 2,024,051 | | |
| (2) 雑支出 | 129,184 | 2,153,235 | 8,181,813 |
| 経常損失 | | | 1,026,034 |
| 5 特別損失 | | | |
| (1) 過年度損益修正損失 | 9,138 | | |
| (2) その他特別損失 | 11,000 | 20,138 | △ 20,138 |
| 6 予備費 | | | |
| (1) 予備費 | 30,000 | 30,000 | △ 30,000 |
| 当年度純損失 | | | 1,076,172 |
| 前年度繰越利益剰余金 | | | 2,282,920 |
| 当年度未処分利益剰余金 | | | <u>1,206,748</u> |

6. 令和5年度神戸市下水道事業会計予定貸借対照表
(公共下水道事業)

(令和6年3月31日)

(単位：千円)

| | | 資 産 の 部 | | |
|-----|-------------------|----------------------|-----------------|---------------------------|
| 1 | 固 定 資 産 | | | |
| (1) | 有 形 固 定 資 産 | | | |
| | イ 土 地 | | 55,871,382 | |
| | ロ 建 物 | 53,249,444 | | |
| | 減価償却累計額 | <u>△ 28,769,880</u> | 24,479,564 | |
| | ハ 建 物 付 属 設 備 | 12,447,033 | | |
| | 減価償却累計額 | <u>△ 7,565,265</u> | 4,881,768 | |
| | ニ 構 築 物 | 860,487,611 | | |
| | 減価償却累計額 | <u>△ 448,453,912</u> | 412,033,699 | |
| | ホ 機 械 及 装 置 | 187,143,921 | | |
| | 減価償却累計額 | <u>△ 141,460,977</u> | 45,682,944 | |
| | ヘ 車 両 運 搬 具 | 158,554 | | |
| | 減価償却累計額 | <u>△ 126,976</u> | 31,578 | |
| | ト 工 具 器 具 及 備 品 | 2,665,103 | | |
| | 減価償却累計額 | <u>△ 2,313,232</u> | 351,871 | |
| | チ 建 設 仮 勘 定 | | 55,915,778 | |
| | 有 形 固 定 資 産 合 計 | | | 599,248,584 |
| (2) | 無 形 固 定 資 産 | | | |
| | イ 施 設 利 用 権 | | 1,767,506 | |
| | ロ 地 上 権 | | 837 | |
| | ハ 電 話 加 入 権 | | 6,844 | |
| | 無 形 固 定 資 産 合 計 | | | 1,775,187 |
| (3) | 投 資 其 他 の 資 産 | | | |
| | イ 基 金 | | 1,163,536 | |
| | ロ 其 他 の 投 資 | | 142,184 | |
| | ハ 破 産 更 生 債 権 等 | | 39,441 | |
| | 貸 倒 引 当 金 | | <u>△ 39,441</u> | |
| | 投 資 其 他 の 資 産 合 計 | | | 1,305,720 |
| | 固 定 資 産 合 計 | | | 602,329,491 |
| 2 | 流 動 資 産 | | | |
| (1) | 現 金 預 金 | | 37,059,050 | |
| (2) | 未 収 金 | | 6,856,534 | |
| (3) | 貯 蔵 品 | | 20,317 | |
| (4) | 前 払 費 用 | | 1,726 | |
| (5) | 前 払 金 | | 184 | |
| | 流 動 資 産 合 計 | | | 43,937,811 |
| | 資 産 合 計 | | | <u><u>646,267,302</u></u> |

| | | 負債の部 | | |
|-----|---------------|------------|---------------|--------------------|
| 3 | 固定負債 | | | |
| (1) | 企業債 | | 150,121,483 | |
| (2) | 引当金 | | | |
| | イ 退職給付引当金 | 2,331,400 | | |
| | 引当金合計 | | 2,331,400 | |
| (3) | その他固定負債 | | 184,077 | |
| | 固定負債合計 | | | 152,636,960 |
| 4 | 流動負債 | | | |
| (1) | 企業債 | | 6,915,173 | |
| (2) | 未払金 | | 15,531,884 | |
| (3) | 預り金 | | 10,457 | |
| (4) | 引当金 | | | |
| | イ 賞与引当金 | 250,000 | | |
| | 引当金合計 | | 250,000 | |
| | 流動負債合計 | | | 22,707,514 |
| 5 | 繰延収益 | | | |
| | 長期前受金 | | 513,585,848 | |
| | 収益化累計額 | | △ 310,356,289 | |
| | 繰延収益合計 | | | 203,229,559 |
| | 負債合計 | | | 378,574,033 |
| | | 資本の部 | | |
| 6 | 資本金 | | | 118,260,550 |
| 7 | 剰余金 | | | |
| (1) | 資本剰余金 | | | |
| | イ 国庫補助金 | 48,399,576 | | |
| | ロ 他会計繰入金 | 25,553 | | |
| | ハ 工事負担金 | 71,144,422 | | |
| | ニ 受贈財産評価額 | 997,504 | | |
| | ホ その他資本剰余金 | 23,805,972 | | |
| | 資本剰余金合計 | | 144,373,027 | |
| (2) | 利益剰余金 | | | |
| | イ 建設改良積立金 | 3,852,944 | | |
| | ロ 当年度未処分利益剰余金 | 1,206,748 | | |
| | 利益剰余金合計 | | 5,059,692 | |
| | 剰余金合計 | | | 149,432,719 |
| | 資本合計 | | | 267,693,269 |
| | 負債資本合計 | | | 646,267,302 |

注 記

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---------|---------|----------|--------|----------|-----|-------|---------|-------|----|---------|--------|--|-----|---------|-----|----------|---|----------|
| <p>I 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>1 資産の評価基準及び評価方法 貯蔵品 個別法による原価法によっている。</p> <p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却の方法 定額法による ・主な耐用年数 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 25%;">建物</td> <td style="width: 25%;">45年～50年</td> <td style="width: 25%;">建物付属設備</td> <td style="width: 25%;">8年～15年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>50年</td> <td>機械及装置</td> <td>10年～20年</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>5年</td> <td>工具器具及備品</td> <td>5年～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却の方法 定額法による <p>3 重要なリース取引の処理方法 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。</p> <p>4 引当金の計上方法</p> <p>(1) 退職給付引当金 職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。なお、下水道事業会計が負担すると見込まれる金額については一括で費用処理し、一般会計が負担すると見込まれる金額にかかる会計基準変更時の差異(221,666千円)については、平成26年度から職員の退職までの平均残余勤務年数内(14年)で、均等額を費用処理している。</p> <p>(2) 賞与引当金 職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額(12月から3月までの4ヵ月分)を計上している。</p> <p>(3) 貸倒引当金 債権の不納欠損による損失に備えるため、破産更生債権等について、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。</p> <p>5 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。</p> | 建物 | 45年～50年 | 建物付属設備 | 8年～15年 | 構築物 | 50年 | 機械及装置 | 10年～20年 | 車両運搬具 | 5年 | 工具器具及備品 | 5年～15年 | <p>II 予定貸借対照表等に関する注記</p> <p>1 企業債の償還に係る他会計の負担 貸借対照表上に計上されている企業債(当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む)のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は33,744,752千円である。</p> <p>III リース契約により使用する固定資産に関する注記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">1年内</td> <td style="width: 33%;">7,140千円</td> <td style="width: 33%;">1年超</td> <td style="width: 33%;">16,430千円</td> <td style="width: 33%; text-align: right;">計</td> <td style="width: 33%;">23,570千円</td> </tr> </table> <p>IV その他の注記</p> <p>1 退職給付引当金の取崩し 当事業年度において、退職手当93,834千円を支給するため、退職給付引当金93,834千円を使用する。</p> | 1年内 | 7,140千円 | 1年超 | 16,430千円 | 計 | 23,570千円 |
| 建物 | 45年～50年 | 建物付属設備 | 8年～15年 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 構築物 | 50年 | 機械及装置 | 10年～20年 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 車両運搬具 | 5年 | 工具器具及備品 | 5年～15年 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年内 | 7,140千円 | 1年超 | 16,430千円 | 計 | 23,570千円 | | | | | | | | | | | | | | |

VI 關 連 議 案

第 9 号議案

執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する等の条例の件

執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する等の条例

(執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

第 1 条 執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(設置)</p> <p>第 1 条 法律又は条例に別の定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、本市の執行機関の附属機関として別表第<u>1</u>及び別表第<u>2</u>に掲げるものを置く。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、臨時的な行政課題について調査審議する審議会その他の一時的又は臨時的な附</p> | <p>(設置)</p> <p>第 1 条 法律又は条例に別の定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、本市の執行機関の附属機関として別表に掲げるものを置く。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>契約の相手方の選定に係る審査会</u>、臨時的な行政課題について調査審議する審</p> |

属機関（設置期間が2年以内のものに限る。）については、執行機関の規則その他の規程（地方公営企業の管理者の担任する事務に係る附属機関にあつては、企業管理規程。次条において同じ。）により、これを設置することができる。

議会その他の一時的又は臨時的な附属機関（設置期間が2年以内のものに限る。）については、執行機関の規則その他の規程（地方公営企業の管理者の担任する事務に係る附属機関にあつては、企業管理規程。次条において同じ。）により、これを設置することができる。

別表第1（第1条関係）

- (1) 市長の附属機関（次号及び第3号の表に規定する附属機関を除く。）

| 附属機関 | 担任する事務 |
|-------------|--------|
| [略] | [略] |
| 神戸市屋外広告物審議会 | [略] |

別表（第1条関係）

- (1) 市長の附属機関（次号及び第3号の表に規定する附属機関を除く。）

| 附属機関 | 担任する事務 |
|-------------|--|
| [略] | [略] |
| 神戸市屋外広告物審議会 | [略] |
| 神戸市宅地保全審議会 | 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）による宅地造成工事規制区域の指定その他重要事項についての調査審議に関する事務 |

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

執行機関の附属機関の廃止等に伴い、条例を改正する等の必要があるため。

執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する等の条例の件

1. 趣 旨

「宅地造成等規制法」が「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正され、令和6年4月から運用を開始する。規制区域の指定について、改正前の法律では宅地保全審議会へ諮問し設定する必要があったが、改正後は盛土規制法に基づく基礎調査要領に規制区域の設定に関する具体的な方法が定められたため、諮問が不要となった。

また、大規模盛土造成地等の許可申請があった場合には、許可申請の手引きに基づき、「宅地保全審議会」での諮問、もしくは複数の学識経験者の意見を反映した造成計画とする運用を行ってきた。

しかし、平成12年以降は宅地保全審議会への諮問ではなく、複数の学識経験者の意見を反映した造成計画とする運用を行っている。

上記を踏まえて、神戸市宅地保全審議会規則を廃止する。

2. 内 容

神戸市宅地保全審議会規則の廃止

3. 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

第 14 号議案

神戸市手数料条例等の一部を改正する等の条例の件
 神戸市手数料条例等の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市手数料条例等の一部を改正する等の条例
 (手数料条例の一部改正)

第 1 条 神戸市手数料条例（平成12年 3 月条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(手数料)</p> <p>第 2 条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(134) <u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>（昭和36年法律第191号）<u>第12条第1項</u>本文の規定に基づく宅地造成、<u>特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可</u>に関する工事（以下この号において「当該工</p> | <p>(手数料)</p> <p>第 2 条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(134) <u>宅地造成等規制法</u>（昭和36年法律第191号）<u>第8条第1項</u>本文の規定に基づく宅地造成に関する工事（以下この号において「当該工事」という。）の許可又は同法<u>第12条第1項</u>本文の規定に基づ</p> |

事」という。)の許可又は同法第16条第1項本文の規定に基づく宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に係る工事の計画の変更(以下この号において「当該変更」という。)の許可の申請に対する審査

ア 当該工事に係る切土若しくは盛土若しくは擁壁(以下この号において「切土等」という。)に係る土地又は当該変更が切土等の工事に係るものである場合の当該変更後の切土等に係る土地の面積が500平方メートル以内のものにあつては1万5,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては2万5,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては3万5,000円、2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のものにあつては5万2,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものにあつては6万5,000円、5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては8万6,000円、1万平方メートル

く宅地造成に係る工事の計画の変更(以下この号において「当該変更」という。)の許可の申請に対する審査

当該工事に係る切土若しくは盛土若しくは擁壁(以下この号において「切土等」という。)に係る土地又は当該変更が切土等の工事に係るものである場合の当該変更後の切土等に係る土地の面積が500平方メートル以内のものにあつては1万2,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては2万1,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては3万1,000円、2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものにあつては4万7,000円、5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては6万7,000円、1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のものにあつては11万円、2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のものにあつては17万円、4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のものにあつては25万円、7万平方メートルを超

を超え2万平方メートル以内のもの
にあっては13万5,000円、
2万平方メートルを超え4万平方
メートル以内のものにあつて
は21万円、4万平方メートルを
超え7万平方メートル以内のも
のにあつては33万4,000円、7
万平方メートルを超え10万平方
メートル以内のものにあつては
47万9,000円、10万平方メー
トルを超えるものにあつては62万
5,000円、当該変更が切土等の
工事に係るものでない場合に
あつては1万円

イ 当該工事の土石の堆積に係る
土地又は当該変更が土石の堆積
に係るものである場合の当該変
更後の土石の堆積に係る土地の
面積が500平方メートル以内の
ものにあつては1万2,000円、
500平方メートルを超え1,000平
方メートル以内のものにあつて
は1万4,000円、1,000平方メー
トルを超え2,000平方メートル
以内のものにあつては1万
6,000円、2,000平方メートルを
超え3,000平方メートル以内の
ものにあつては2万円、3,000
平方メートルを超え5,000平方

え10万平方メートル以内のものに
あつては34万円、10万平方メー
トルを超えるものにあつては42万
円、当該変更が切土等の工事に係
るものでない場合にあつては1万
円

メートル以内のものにあつては
2万9,000円、5,000平方メー
トルを超え1万平方メートル以内
のものにあつては3万2,000
円、1万平方メートルを超え2
万平方メートル以内のものにあつ
ては3万9,000円、2万平方メ
ートルを超え4万平方メートル
以内のものにあつては5万
3,000円、4万平方メートルを
超え7万平方メートル以内のも
のあつては7万3,000円、7
万平方メートルを超え10万平方
メートル以内のものにあつては
10万9,000円、10万平方メー
トルを超えるものにあつては13万
3,000円、当該変更が土石の堆
積に係るものでない場合にあつ
ては1万円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年12月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例第1条による改正後の神戸市手数料条例第2条第1項第4号、第16号及び第70号の規定は、この条例の施行の日以後にされた申請に対する審査に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に対する審査に係る手数料については、なお従前の例による。

理 由

市民および事業者の利便性に資するに当たり、条例を改正等する必要があるため。

神戸市手数料条例等の一部を改正する等の条例の件

1. 趣 旨

宅地造成等規制法が宅地造成及び特定盛土等規制法に改正され、令和 6 年 4 月から運用開始するにあたり、審査手数料の追加・改正を行う。

2. 内 容

- ・「一時堆積」が新たな審査対象となったため、審査手数料を追加する。
- ・工事主の資力、信用及び工事施行者の必要な能力等が新たな審査項目として追加されたため審査手数料を改正する。

宅地造成等

(円)

| 造成面積 | 手数料 | 現行の手数料 |
|--------------------|---------|---------|
| 500㎡以内 | 15,000 | 12,000 |
| 500㎡超1,000㎡以内 | 25,000 | 21,000 |
| 1,000㎡超2,000㎡以内 | 35,000 | 31,000 |
| 2,000㎡超3,000㎡以内 | 52,000 | 47,000 |
| 3,000㎡超5,000㎡以内 | 65,000 | 47,000 |
| 5,000㎡超10,000㎡以内 | 86,000 | 67,000 |
| 10,000㎡超20,000㎡以内 | 135,000 | 110,000 |
| 20,000㎡超40,000㎡以内 | 210,000 | 170,000 |
| 40,000㎡超70,000㎡以内 | 334,000 | 250,000 |
| 70,000㎡超100,000㎡以内 | 479,000 | 340,000 |
| 100,000㎡超 | 625,000 | 420,000 |

一時堆積

| 造成面積 | 手数料 |
|--------------------|---------|
| 500㎡以内 | 12,000 |
| 500㎡超1,000㎡以内 | 14,000 |
| 1,000㎡超2,000㎡以内 | 16,000 |
| 2,000㎡超3,000㎡以内 | 20,000 |
| 3,000㎡超5,000㎡以内 | 29,000 |
| 5,000㎡超10,000㎡以内 | 32,000 |
| 10,000㎡超20,000㎡以内 | 39,000 |
| 20,000㎡超40,000㎡以内 | 53,000 |
| 40,000㎡超70,000㎡以内 | 73,000 |
| 70,000㎡超100,000㎡以内 | 109,000 |
| 100,000㎡超 | 133,000 |

3. 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

第 25 号議案

神戸市都市公園条例等の一部を改正する条例の件
 神戸市都市公園条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市都市公園条例等の一部を改正する条例
 (都市公園条例の一部改正)

第 1 条 神戸市都市公園条例(昭和33年3月条例第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(行為の制限)</p> <p>第 4 条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの(以下「指定管理者」という。))にその管理を行わせている都市公園にあつては、指定管理者。以下この条、第7条、第8条第1項から第3項まで、第14条第2項第2号及び第3項並びに第15条</p> | <p>(行為の制限)</p> <p>第 4 条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの(以下「指定管理者」という。))にその管理を行わせている都市公園にあつては、指定管理者。以下この条、第7条、第8条第1項から第3項まで、第14条第2項第2号及び第3項並びに第15条</p> |

において同じ。)の許可を受けなければならぬ。

(1) [略]

(2) 興行を行うこと。

(3) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

(4) 集会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

(5) 業として広告写真又は動画を撮影すること。

(6) 業として写真(広告写真を除く。)を撮影すること(有料公園又は王子公園において撮影する場合に限る。)

2～5 [略]

(使用料の額及び納付方法)

第14条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第4条第1項第1号から第3号まで若しくは第3項(第1項第1号から第3号までに係るものに限る。)又は第8条第1項若しくは第2項の許可を受けた者は、別表第2に定める使用料を納付

において同じ。)の許可を受けなければならぬ。

(1) [略]

(2) 業として写真又は動画を撮影すること。

(3) 興行を行うこと。

(4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

2～5 [略]

(使用料の額及び納付方法)

第14条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第4条第1項若しくは第3項又は第8条第1項若しくは第2項の許可を受けた者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

しなければならない。

2～4 [略]

(使用料の減免)

第15条 市長は、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第4条第1項第1号から第3号まで若しくは第3項(第1項第1号から第3号までに係るものに限る。)又は第8条第1項若しくは第2項の許可を受けた者の責めに帰することのできない理由によつてそれらの許可に係る行為又はそれらの利用をすることができなくなつた場合その他市長が必要があると認める場合においては、使用料を減額し、又は免除することができる。

別表第1 (第2条関係)

(1) [略]

(2) 附属設備である有料公園施設

| 都市公園名 | 有料公園施設 |
|------------|--------|
| [略] | [略] |
| [略] | [略] |
| 神戸震災復興記念公園 | |
| 磯上公園 | |

2～4 [略]

(使用料の減免)

第15条 市長は、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第4条第1項若しくは第3項又は第8条第1項若しくは第2項の許可を受けた者の責めに帰することのできない理由によつてそれらの許可に係る行為又はそれらの利用をすることができなくなつた場合その他市長が必要があると認める場合においては、使用料を減額し、又は免除することができる。

別表第1 (第2条関係)

(1) [略]

(2) 附属設備である有料公園施設

| 都市公園名 | 有料公園施設 |
|------------|--------|
| [略] | [略] |
| [略] | [略] |
| 神戸震災復興記念公園 | |

| | |
|-----|-----|
| [略] | |
| [略] | [略] |

別表第2（第14条関係）

(1)～(3) [略]

(4) 条例第4条第1項第1号から第3号までに掲げる行為をする場合

| 区分 | 使用料 |
|----------------------------------|------------------|
| [略] | [略] |
| 2 興行及び競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しの開催 | 1平方メートル1日につき 12円 |

(5)、(6) [略]

(7) 附属設備である有料公園施設を

| | |
|-----|-----|
| [略] | |
| [略] | [略] |

別表第2（第14条関係）

(1)～(3) [略]

(4) 条例第4条第1項各号に掲げる行為をする場合

| 区分 | 使用料 |
|----------------------------------|------------------|
| [略] | [略] |
| 2 興行及び競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しの開催 | 1平方メートル1日につき 12円 |
| 3 集会その他これに類する催しの開催 | 1平方メートル1日につき 4円 |
| 4 業としての写真（広告写真を除く。）の撮影 | 1人1日につき 900円 |
| 5 業としての広告写真の撮影 | 1日につき 3万円 |
| 6 業としての映画の撮影 | 1日につき 6万円 |

(5)、(6) [略]

(7) 附属設備である有料公園施設を

利用する場合

| 附属設備の種類 | 都市公園名 | 使用料 |
|---------|-------------------|-----|
| [略] | [略] | [略] |
| 電源 | [略] 神戸震災復興記念公園 | [略] |
| | 磯上公園 | |
| | [略] | |
| [略] | [略] | [略] |

(8) [略]

備考

1～5 [略]

6 法第7条第6号に係る仮設工作物の設置のための占用の許可、第4条第1項第2号若しくは第3号に係る行為の許可又は第8条第1項の利用の許可を受けた者の当該許可に係る使用料は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める額とする。

(1)、(2) [略]

7～14 [略]

利用する場合

| 附属設備の種類 | 都市公園名 | 使用料 |
|---------|-------------------|-----|
| [略] | [略] | [略] |
| 電源 | [略] 神戸震災復興記念公園 | [略] |
| | [略] | |
| [略] | [略] | [略] |

(8) [略]

備考

1～5 [略]

6 法第7条第6号に係る仮設工作物の設置のための占用の許可、第4条第1項第3号若しくは第4号に係る行為の許可又は第8条第1項の利用の許可を受けた者の当該許可に係る使用料は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める額とする。

(1)、(2) [略]

7～14 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例を施行するために必要な許可、使用料の徴収、利用料金の収受その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前の使用又は行為に係る許可並びに使用料の徴収及び利用料金の収受については、なお従前の例による。

理 由

使用料等の見直し等に当たり、条例を改正する必要があるため。

神戸市都市公園条例等の一部を改正する条例の件

1. 趣 旨

(1) 「業としての写真の撮影」等に係る許可手続きの取扱変更

都市公園のにぎわい創出を目的として、これまで行為許可手続きを必要としていた「業としての写真の撮影」等の取扱いを変更する条例改正を行う。この改正により、一部の行為許可申請の使用料無料化や申請手続き不要化を行うことで、更なる利用促進が期待される。

(2) 磯上公園新設電源の有料公園施設としての供用開始

現在、再整備工事中で令和6年度オープン予定の磯上公園について、工事に伴い、新たに電源が設置されるため、公園利用者がイベント等で利用するにあたって有料公園施設としての供用を開始する条例改正を行う。

2. 内 容

(1) 「業としての写真の撮影」等に係る許可手続きの取扱変更

都市公園内で使用料を要する行為許可申請のうち、デモ行進等の集会、婚礼前撮り等の写真撮影、カタログ撮影等の広告写真撮影、CM撮影等の動画撮影を無料とする。また、このうち婚礼前撮り等の写真撮影について、長時間滞留により他の利用者に影響がある有料公園と王子公園を除く公園は自由利用の範疇として、申請手続きも不要とする。

※有料公園…布引公園（市長が指定する区域に限る。）、相樂園、森林植物園及び離宮公園

行為の制限（申請を要する事項）

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| 1. 行商、募金、出店その他これらに類する行為をすること（150円/㎡/日） | 1. 行商、募金、出店その他これらに類する行為をすること（150円/㎡/日） |
| <u>3.</u> 興行を行うこと（12円/㎡/日） | <u>2.</u> 興行を行うこと（12円/㎡/日） |
| 4. 競技会、展示会、博覧会、 <u>集会</u> その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること（12円/㎡/日） | 3. 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること（12円/㎡/日） |
| | 4. <u>集会</u> その他これらに類する催しのため都市公園の全部又は一部を独占して |

| | |
|---|--|
| | 利用すること <u>(無料)</u> |
| 2. 業として写真又は映画を撮影すること (900 円/人/日、3 万円/日、6 万円/日) | 5. 業として <u>広告写真</u> 又は <u>動画</u> を撮影すること <u>(無料)</u> |
| | 6. 業として写真(広告写真を除く。)を撮影すること(ただし <u>有料公園</u> 又は <u>王子公園</u> において撮影する場合に限る。) <u>(無料)</u> |

※「行商、募金、出店」、「興行及び競技会、展示会、博覧会」は占用時間・面積が比較的大きく、また集会等と比べて営利性が高いため申請手続き・使用料共に必要

※都市公園条例の他 15 条例を取りまとめて改正

(2) 磯上公園新設電源の有料公園施設としての供用開始

磯上公園に新たに設置される電源の有料公園施設としての供用を開始する。

別表第 1 (2) 附属設備である有料公園施設

| 都市公園名 | 有料公園施設 |
|--|--------|
| 東遊園地、神戸震災復興記念公園、 <u>磯上公園</u> 、湊川公園、若松公園、離宮公園、下中島公園、海浜公園、名谷公園、糀台公園、西神中央公園 | 電源 |

別表第 2 (7) 附属設備である有料公園施設を利用する場合

| 附属設備の種類 | 都市公園名 | 使用料 |
|---------|--|---|
| 電源 | 王子公園、東遊園地、神戸震災復興記念公園、 <u>磯上公園</u> 、湊川公園、北神戸田園スポーツ公園、若松公園、神戸総合運動公園、下中島公園、海浜公園、離宮公園、名谷公園、糀台公園、西神中央公園 | 1 拡声器(持ち込んだものに限る。)に係る電源に使用する場合 1 時間につき 60 円 2 1 以外の用途に使用する場合 1 時間につき 120 円 |

3. 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

第 26 号議案

神戸市下水道条例等の一部を改正する条例の件
 神戸市下水道条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市下水道条例等の一部を改正する条例
 (下水道条例の一部改正)

第 1 条 神戸市下水道条例 (昭和50年10月条例第40号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分 (以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。) 及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分 (以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|-----------------|--|
| 目次 | 目次 |
| 第 1 章～第 3 章 [略] | 第 1 章～第 3 章 [略] |
| 第 4 章 <u>削除</u> | 第 4 章 <u>水洗化への援助 (第23条)</u> |
| 第 5 章 [略] | 第 5 章 [略] |
| 附則 | 附則 |
| 第 4 章 <u>削除</u> | 第 4 章 <u>水洗化への援助</u> <u>(水洗化訴訟等に関する援助)</u> |
| <u>第23条 削除</u> | <u>第23条 市長は、くみ取便所の水洗便所 (污水管が公共下水道に連結されたものに限る。) への改造又は浄化槽</u> |

から汚水を公共下水道に排除する排水設備の設置（以下「水洗化」という。）を行おうとする者が水洗化に係る紛争を解決するために訴訟等を利用することを決定した場合において、法第1条の目的からみて必要があると認めるときは、当該水洗化を行おうとする者に対して、水洗化に係る紛争を解決するために利用する訴訟等に関する援助を行うことができる。

2 前項の援助は、神戸市下水道事業基金条例（昭和55年4月条例第5号）で定めるところにより、行うものとする。

（下水道事業基金条例の一部改正）

第2条 神戸市下水道事業基金条例の一部を改正する条例（昭和55年4月条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|-----|--------------|
| | <u>（貸付け）</u> |

第5条 市長は、基金に属する現金を、
独立の生計を営み、かつ、返済能力の
ある者で、下水道法（昭和33年法律第
79号。以下「法」という。）第2条第
8号に規定する処理区域（以下「処理
区域」という。）において、次の各号
のいずれかに該当する行為（以下「貸
付対象行為」という。）を行うものに
対して貸し付けることができる。

(1) くみ取便所の水洗便所への改築
（共用のくみ取便所を廃止し、各
戸に水洗便所を設置することを含
む。）

(2) 法第10条第1項に規定する排水
設備の設置又は改築若しくは修繕
で、市長が当該土地の下水を法第
2条第3号に規定する公共下水道
に流入されるために必要と認める
もの

2 市長は、基金に属する現金を、神戸
市下水道条例（昭和50年10月条例第
40号）第23条第1項に規定する者に
対して貸し付けることができる。

（貸付けの種類）

第6条 貸付けの種類は、次に掲げる
とおりとする。

(1) 普通貸付 処理区域において貸
付対象行為を行う者に対する当該

貸付対象行為に要する費用の貸付け

(2) 下水道整備困難地区貸付 市長が地形上自然流下により下水を公共下水道に排除することができない地区及びこれに準ずる地区と認める処理区域において、貸付対象行為のうち規則で定めるものを行う者に対する当該貸付対象行為に要する費用の貸付け

(3) 水洗化訴訟等費用貸付 前条第2項に規定する者に対する神戸市下水道条例第23条第1項に規定する水洗化に係る紛争を解決するために利用する訴訟等（以下「水洗化訴訟等」という。）の手続に要する費用、弁護士費用その他これらに類する費用（以下「水洗化訴訟等費用」という。）の貸付け

（貸付金額）

第7条 貸付けの金額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 普通貸付 60万円以内において貸付対象行為に応じて市長が認める額。ただし、法第2条第2号に規定するポンプ施設の設置を伴う貸付対象行為を行う者で、下水道整

備困難地区貸付を受けないものについては、貸付対象行為に応じて市長が認める額とする。

(2) 下水道整備困難地区貸付 貸付対象行為に応じて市長が認める額

(3) 水洗化訴訟等費用貸付 規則で定める水洗化訴訟等費用の範囲内において市長が定める額

(貸付条件等)

第8条 貸付けの条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 貸付利率 無利息

(2) 償還方法 48箇月以内の均等分割払。ただし、水洗化訴訟等費用貸付については、水洗化訴訟等の終結が確定した日から1年以内の償還とする。

(3) 遅延利息の額 次項に定めるところによる。

2 前項第3号の遅延利息の額の計算

については、神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）第13条第1項及び第2項並びに同条例附則第3条の規定を準用する。この場合において、同条例第13条第1項中「納期限（第30条第1項の申告書（法第321条の8第22項の規定による申告書に限る。）に係る税金を納付するときは、

当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限とする。納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下この項において同じ。）」とあるのは「償還期限（神戸市下水道事業基金条例（昭和55年4月条例第5号）第8条第1項第2号の規定に基づく償還期限をいう。以下この項において同じ。）」と、「延滞金額」とあるのは「遅延利息の額」と、同項ただし書中「次の各号に掲げる税額又は納入金額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間」とあるのは「当該償還期限の翌日から1月を経過する日までの期間」と読み替えるものとする。

3 第1項第3号の遅延利息の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 災害その他市長がやむを得ない理由があると認めるときは、第1項第2号の償還方法を変更し、又は同項第3号の遅延利息の額を減額し、若しくは免除することができる。

5 貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を選定しなければならない

い。

(実地検査等)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、基金の貸付けを受けた者に対し、関係資料の提出を求め、又は実地に検査することができる。

(貸付けの取消し及び繰上償還)

第10条 市長は、基金の貸付けを受けた者が、貸付けの目的以外に貸付金を使用したとき、又は貸付条件に違反したときその他規則で定める事項に該当したときは、基金の貸付けを取り消し、又は償還金を一時に返還させることができる。

2 基金の貸付けを受けた者は、必要に応じ資金の全部又は一部を繰上償還することができる。

(貸付金の償還の免除)

第10条の2 市長は、水洗化訴訟等費用貸付を受けた者が水洗化訴訟等を行つた結果、水洗化訴訟等費用を得ることができなかつたときその他貸付金を償還させることが適当でないと認めるときは、貸付金の全部又は一部の償還を免除することができる。

第5条～第7条 [略]

第11条～第13条 [略]

(公共下水道等の構造等に関する技術上の基準を定める条例の一部改正)

第3条 神戸市公共下水道等の構造等に関する技術上の基準を定める条例（平成25年3月条例第78号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (都市下水路の構造の基準) | (都市下水路の構造の基準) |
| 第4条 法第28条第2項に規定する条例で定める都市下水路の構造に関して必要な技術上の基準は、 <u>令第17条の13</u> において準用する令第5条の8、第5条の9（第6号に係る部分を除く。）及び第5条の11に定めるところによる。 | 第4条 法第28条第2項に規定する条例で定める都市下水路の構造に関して必要な技術上の基準は、 <u>令第17条の10</u> において準用する令第5条の8、第5条の9（第6号に係る部分を除く。）及び第5条の11に定めるところによる。 |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にこの条例第2条の規定による改正前の神戸市下水道事業基金条例（以下「旧条例」という。）第5条の規定により行った貸付けについては、旧条例第8条から第10条の2までの規定は、この条例の施行後においても、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第8条第2項中「第321条の8第22項」とあるのは「第321条の8第34項」と、「同条第1項、第2項、第4項又は第19項」とあるのは「法第321条の8第1項、第2項、又は第31項」

と、「神戸市下水道事業基金条例」とあるのは「神戸市下水道条例等の一部を改正する条例（令和 年 月条例第 号）による改正前の神戸市下水道事業基金条例」と、「掲げる期間」とあるのは「定める日又は期限までの期間」とする。

理 由

くみ取り便所から水洗便所への改築工事等に伴う費用の貸付制度を見直す等に当たり、条例を改正する必要があるため。

神戸市下水道条例等の一部を改正する条例の件

1. 趣 旨

くみ取り便所から水洗便所への改築工事等にかかる費用の貸付制度を令和 5 年度末で廃止することに伴い、「神戸市下水道条例」及び「神戸市下水道事業基金条例」の一部を改正する。

また、下水道法施行令の改正に伴い、「神戸市公共下水道等の構造等に関する技術上の基準を定める条例」において引用している下水道法施行令の条文がずれることになったため、引用条項を改正する。

2. 内 容

(1) 水洗化貸付金制度の概要

水洗化貸付金とは、下水道の水洗化を促進するために、昭和 33 年度に創設した貸付制度である。内容は、くみ取り便所から水洗便所への改築工事を行う者等に対して費用の貸付を行うものである。

(2) 制度の必要性について

水洗化貸付金について、平成 26 年度以降、貸付実績はない。

市内の水洗化の状況としては、水洗化率は令和 4 年度で 99.90%に達している。水洗化の促進という貸付金の役割は終えたと考えられるため、貸付制度を廃止する。

3. 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

第 27 号議案

河川法第100条第1項において準用する同法第32条第1項の規定による流水占用料等条例及び神戸市水路等の占用に関する条例の一部を改正する条例の件

河川法第100条第1項において準用する同法第32条第1項の規定による流水占用料等条例及び神戸市水路等の占用に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月15日提出

神戸市長 久 元 喜 造

河川法第100条第1項において準用する同法第32条第1項の規定による流水占用料等条例及び神戸市水路等の占用に関する条例の一部を改正する条例

(河川法第100条第1項において準用する同法第32条第1項の規定による流水占用料等条例の一部改正)

第1条 河川法第100条第1項において準用する同法第32条第1項の規定による流水占用料等条例(平成12年3月条例第70号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (流水占用料等の納付) 第3条 流水占用料等は、 <u>市長の指定する期日までに納付</u> しなければならない。 | (流水占用料等の納付) 第3条 流水占用料等は、 <u>前納</u> しなければならない。 |

(水路等の占用に関する条例の一部改正)

第2条 神戸市水路等の占用に関する条例(平成15年3月条例第70号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| (占有許可等) 第3条 [略] 2 前項の許可(以下「占有許可」という。)の期間は、 <u>10年</u> を超えることができない。 3～6 [略] | (占有許可等) 第3条 [略] 2 前項の許可(以下「占有許可」という。)の期間は、 <u>5年</u> を超えることができない。 3～6 [略] |

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

流水占用料等の納付期日及び占有許可の期間を見直すに当たり、条例を改正する必要があるため。

河川法第 100 条第 1 項において準用する同法第 32 条第 1 項の規定による流水占用料等条例及び神戸市水路等の占用に関する条例の一部を改正する条例の件

1. 趣 旨

流水占用料等の納付期日及び占用許可の期間を見直すにあたり、河川法第100条第1項において準用する同法第32条第1項の規定による流水占用料等条例及び神戸市水路等の占用に関する条例の一部を改正する。

2. 内 容

準用河川の流水占用料等の納期について、河川法第 100 条第1項において準用する同法第 32 条第 1 項の規定による流水占用料等条例により前納することになっているが、これを普通河川・水路と同様に市長の指定する期日までに納付することとする。

普通河川・水路の占用許可の期間の上限について、神戸市水路等の占用に関する条例により 5 年となっているが、これを準用河川と同様に 10 年とする。

3. 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行する。